

盛岡市子ども・子育て支援事業計画（案）

（第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期計画）

あられる子どもの笑顔と育てる喜び，支えるみんなのあったかな手



平成27年3月

盛岡市

はじめに

後日調整

平成27年（2015年）3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題	3
1 人口及び出生の状況	3
2 家庭の状況	5
3 子育て支援の状況	6
4 母子保健の状況	11
5 特別な支援を必要とする子どもの状況	13
6 「子ども・子育てに関するニーズ調査（平成25年度（2013年度））」の状況	15
7 次世代育成支援対策推進行動計画の取組状況	25
8 子ども・子育てを取り巻く課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 施策の体系	37
第4章 施策の展開	38
1 教育・保育提供区域の設定	38
2 基本目標ごとの事業内容	42
基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり	42
実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実	42
実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり	58
実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実	61
実施施策(4) 児童虐待の防止	64
基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり	66
実施施策(1) 母子保健の充実	66
実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実	70

実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実	75
実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実	76
基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり	78
実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進	78
実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援	81
実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり	83
各施策の関連事業一覧	84
第5章 計画の評価と推進	85
1 計画の評価	85
2 計画の推進	85
資料編	86
1 盛岡市子ども・子育て支援事業計画（第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・前期計画）の策定経過等	87
2 盛岡市子ども・子育て会議	87
3 子ども・子育てに関するニーズ調査結果について	87

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景と目的

平成24年（2012年）8月、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法*1が制定され、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が本格実施されることとなっています。

新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実を柱として、全ての子どもや子育て家庭を対象とした支援を通じて「子どもの最善の利益」が実現され、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しようとするものです。市町村は、新制度の実施主体として、市民ニーズに対応した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を総合的かつ計画的に実施することとされています。

本市では、子どもの健全育成を図り、子育てしやすい環境整備を目的とした次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（前期：平成17～21年度（2005～2009年度）、後期：平成22～26年度（2010～2014年度））を策定し、「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として、子育てをまちぐるみで支援する仕組みづくりを進め、子育ての喜びを地域社会全体で実感することができるまちづくりに取り組んでいます。これまでの取組を総括すると、おおむね計画どおりに施策が実施されましたが、保育所における待機児童の解消に至っていないことや、市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援施策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合が目標に達していないことなど、解決すべき課題が残されているのが現状です。さらに、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくない現状を踏まえ、子ども・子育てを取り巻くあらゆる状況に対応するため、更なる取組が必要です。

このような背景の下、喫緊の課題である待機児童の解消や、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、盛岡市の将来を見据えた子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、盛岡市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

*1 子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

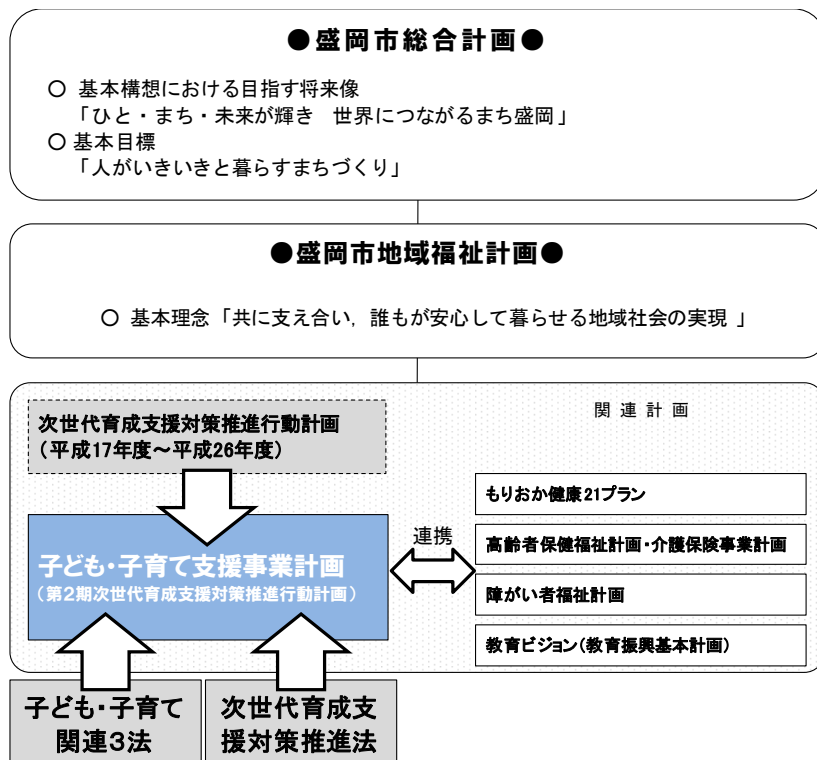
③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成37年（2025年）3月31日まで10年間延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付け、一体的な計画として策定するものとします。

なお、盛岡市総合計画の基本構想において、目指す将来像を「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡」と定め、基本目標の一つに「人がいきいきと暮らすまちづくり」を掲げています。本計画は、本市のまちづくりの指針である盛岡市総合計画や、保健福祉分野を推進するための総括的な計画である盛岡市地域福祉計画、さらに他の関連計画との整合・調和を図るとともに、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成に関する具体的な施策を推進するための指針となるものであり、少子化対策の一端を担うものとします。

図1 計画の位置付け



3 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成31年度（2019年度）までの5年間で一期として策定します。

ただし、計画期間中であっても、市民ニーズや社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題

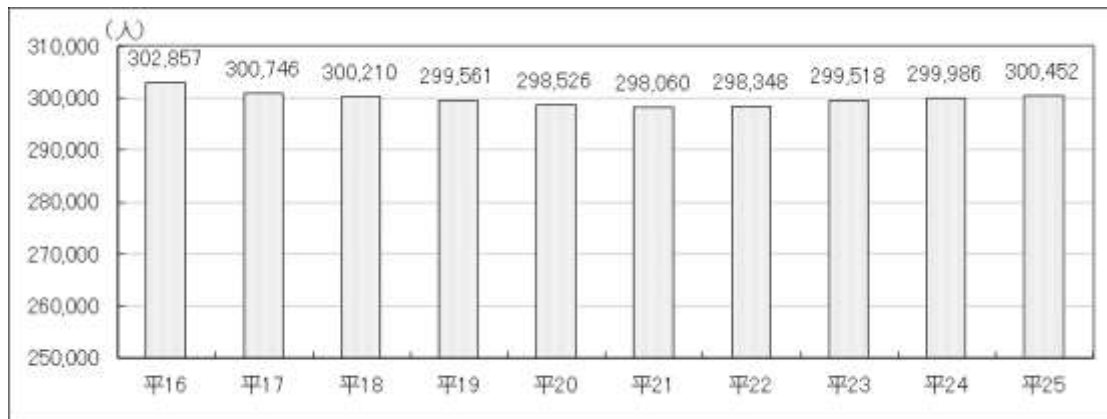
1 人口及び出生の状況

(1) 人口の推移と出生の動向

本市の人口は、減少傾向が続きましたが、平成23年（2011年）以降は、転入が転出を上回る転入超過となり、増加傾向に転じています。

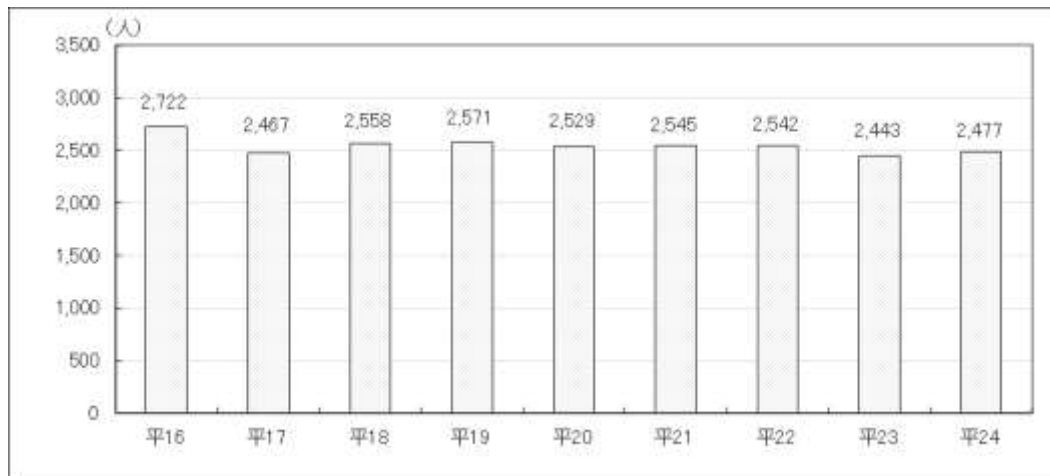
出生数は、わずかな増減を繰り返しながらも、推移をみると減少傾向となっています。合計特殊出生率*²は、平成16年（2004年）の1.27が最も低く、平成22年（2010年）以降は上昇を続け、平成24年（2012年）は1.35まで上昇していますが、全国及び岩手県を下回っています。合計特殊出生率の対象となる15歳から49歳までの女性の人数が減少していることから、合計特殊出生率が上昇しても、出生数は減少しているものと考えられます。

□ 人口の推移



資料：国勢調査人口及び推計人口（毎年10月1日現在）

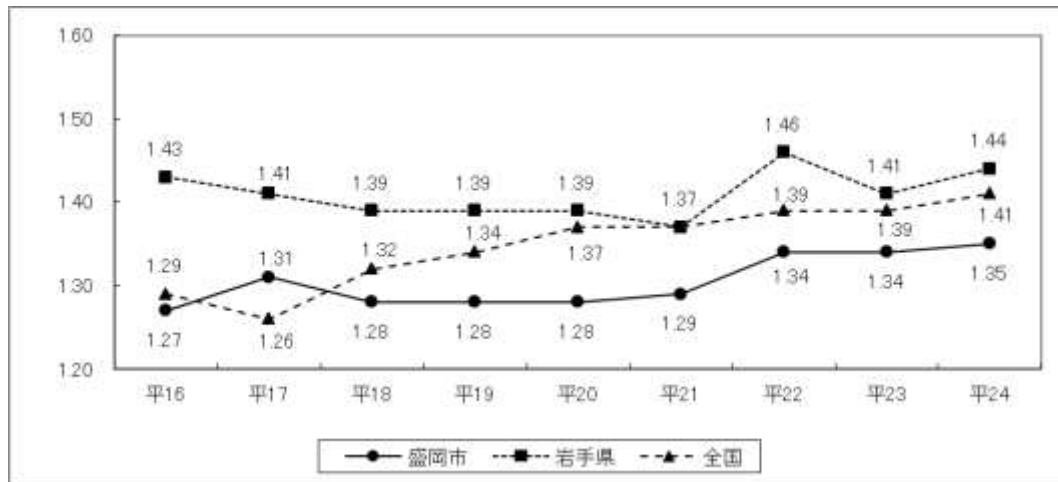
□ 出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報

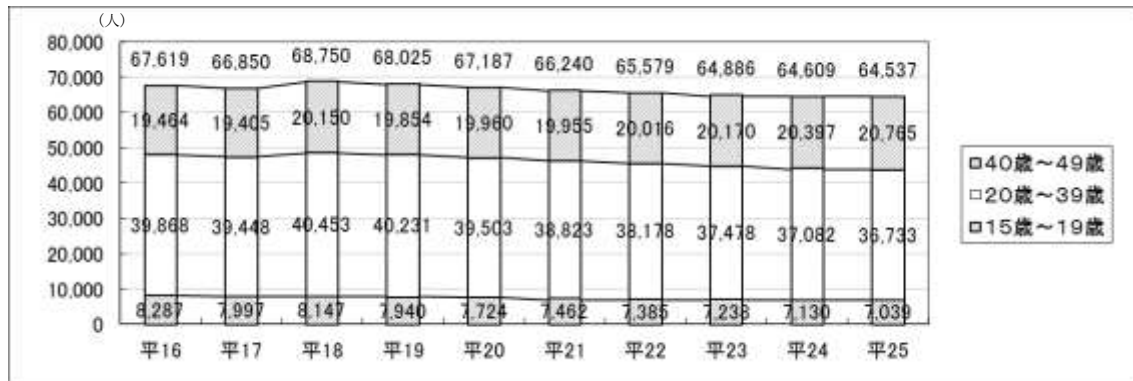
* 2 合計特殊出生率 … 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表します。

□ 合計特殊出生率の推移（全国，岩手県，盛岡市）



資料：岩手県保健福祉年報，厚生労働省「人口動態統計」

□ 女性人口（15～49歳）の推移



資料：住民基本台帳人口（毎年3月末日現在）

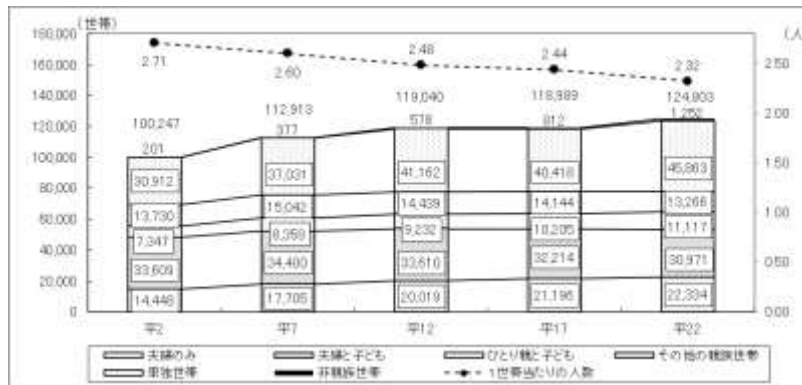
2 家庭の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯状況は、世帯数の増加と1世帯当たりの人数の減少が続いています。世帯数は、平成2年（1990年）の100,247世帯から平成22年（2010年）には124,803世帯へ24,556世帯増加しています。1世帯当たりの人数は、平成2年（1990年）の2.71人から平成22年（2010年）には2.32人に減少しています。

また、世帯構成については、「ひとり親と子ども世帯」が7,347世帯（平成2年（1990年））から11,117世帯（平成22年（2010年））と大きく増加する一方で、「夫婦と子ども世帯」や三世代同居が含まれる「その他の親族世帯」が年々減少しており、子どもがいる世帯において、子育て経験を持つ祖父母との同居が少なくなっています。

□ 一般世帯の家族類型別世帯数と1世帯当たりの世帯人数の推移

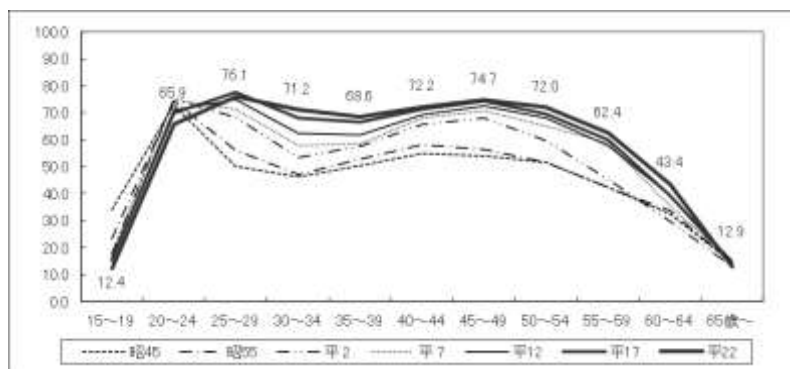


資料：国勢調査

(2) 就労をめぐる動向

本市の女性の労働力率*³は、20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30歳代でいったん落ち込み、その後、45～49歳で次のピークを迎える「M字カーブ」を表していましたが、30歳代の就業率が上昇傾向にあり、徐々にM字カーブから台形状に形が変わり、結婚や出産を迎える年代で働き続ける女性が増えていることが読み取れます。

□ 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

* 3 労働力率 … 15歳以上人口に対する労働力人口の割合

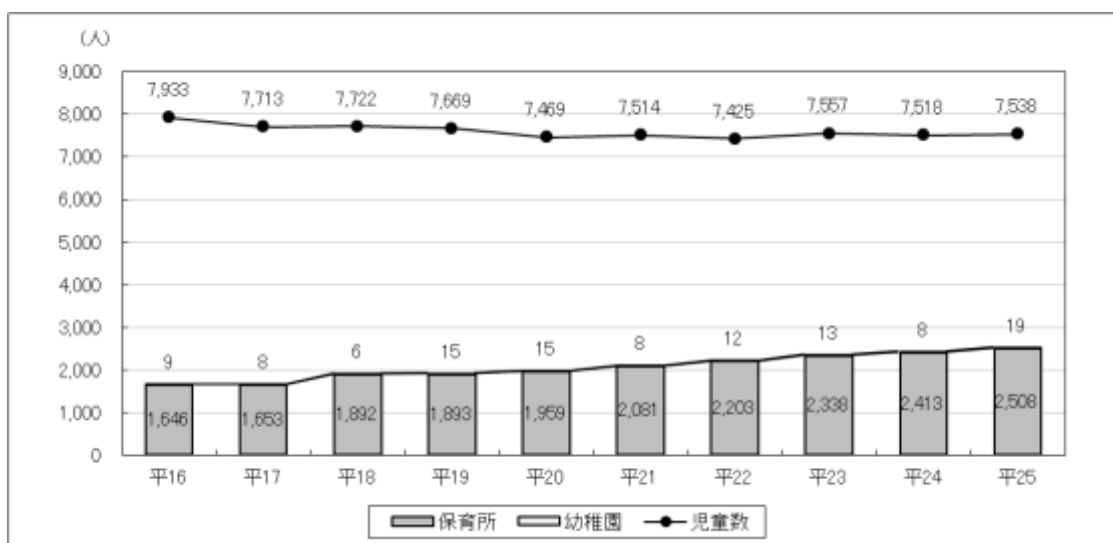
3 子育て支援の状況

(1) 就学前児童の幼児教育・保育の利用状況

3歳未満児の児童数は、平成20年度（2008年度）以降、横ばい傾向にありますが、保育所利用者数は、一貫して増加傾向にあり、平成25年度（2013年度）には、2,500人を超えています。

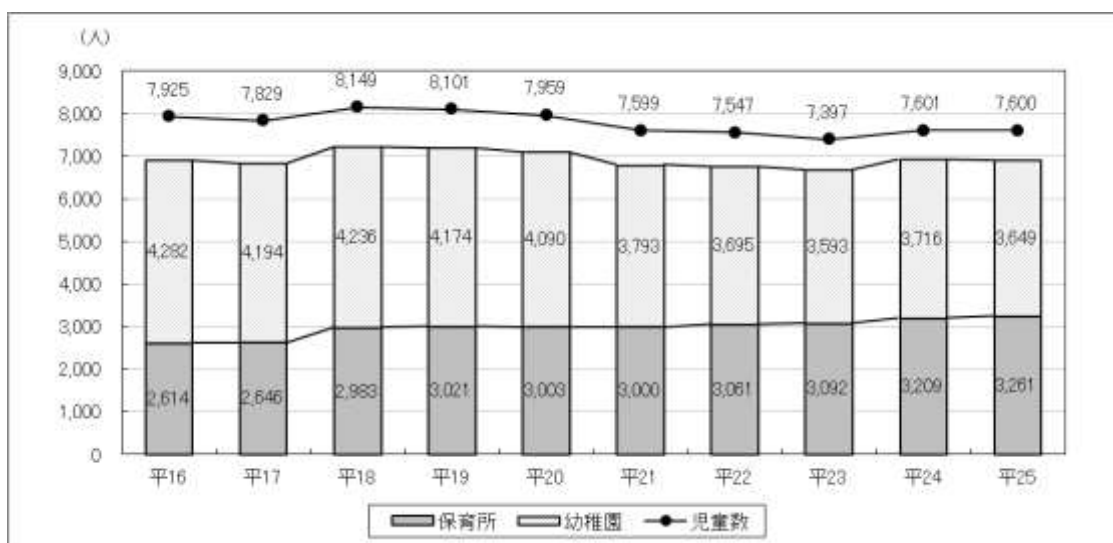
3歳以上児の保育所利用者数は、微増傾向が続いていますが、幼稚園利用者は、平成21年度（2009年度）に4,000人を下回り、以降は3,700人前後で推移しています。

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（0～2歳）



資料：学務教職員課，子ども未来課

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（3～5歳）



資料：学務教職員課，子ども未来課

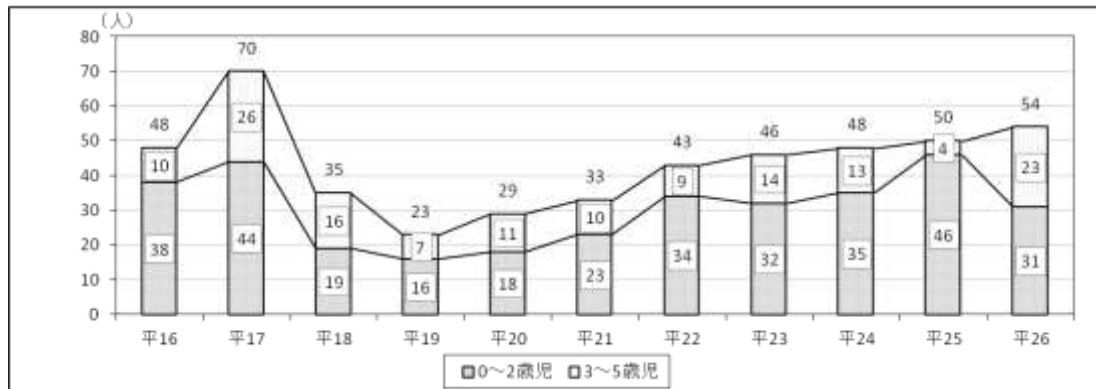
(2) 保育サービス等に関すること

仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、保育サービス等の充実を図ってきました。

認可保育所については、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5年間で全体の定員を770人増やしてきました。本市の待機児童*4の状況は、平成17年（2005年）4月1日の70人をピークに、減少に転じましたが、再び増加傾向が続き、平成26年（2014年）4月1日の待機児童数は54人となっています。特に3歳未満児の待機児童数が多く、解消に向けた取組が必要です。

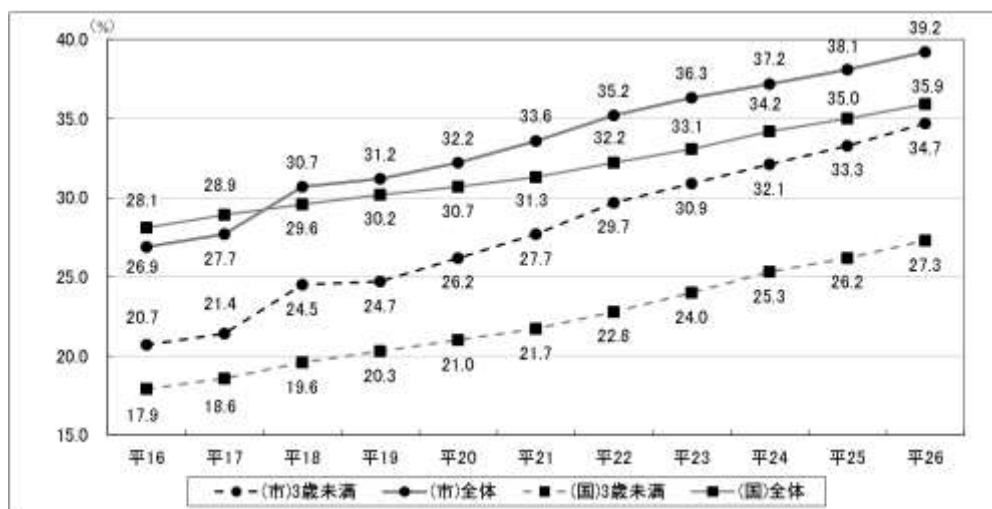
保育所利用率*5は、満3歳未満、満3歳以上ともに上昇傾向にあります。平成26年度（2014年度）の利用률을全国平均と比較すると、満3歳未満で7.4ポイント、全体では3.3ポイント上回っており、本市において、待機児童が多い要因の一つと考えられます。

□ 待機児童の推移（各年度4月1日現在）



資料：子ども未来課

□ 保育所利用率（満3歳未満・全体）の推移（全国，盛岡市）



資料：厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」、子ども未来課

* 4 待機児童 … 入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童

* 5 保育所利用率 … 当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数

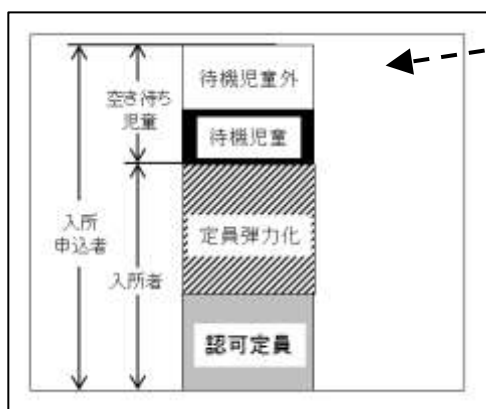
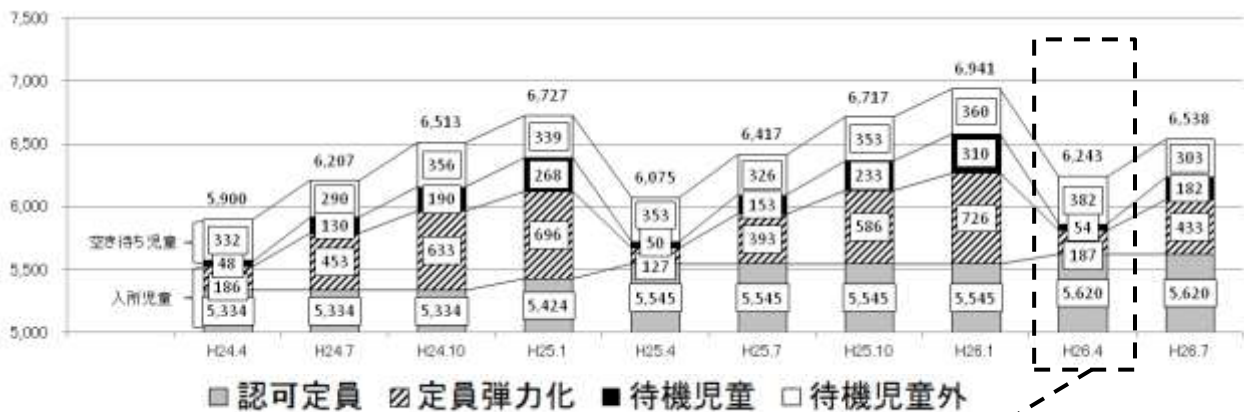
■ 待機児童の状況

本市では、待機児童の解消に向けて保育所の整備などを進めていますが、なお待機児童が発生しています。原因として、保育所の整備によって潜在的な保育需要が掘り起こされたことなどが考えられます。

また、待機児童数は、5歳児の卒園に伴い4月に減少しますが、年度末に向けて増加しています。これは上記の原因に加えて、年度途中で育児休業からの復帰による利用申込みがあることが考えられます。年度途中の児童の入所は定員の弾力化*6によって対応していますが、待機児童が常に発生している状況であるため、年度当初に既に定員の弾力化を行い児童の受け入れを行っており、年度途中に入所できる児童の数が少なくなっています。

平成26年度（2014年度）には、保育所の新設や幼稚園の認定こども園化を行い、定員数を約200人増員していますが、待機児童の解消に向けては、潜在的な保育需要を含めた受け入れ枠を確保することが必要です。

□ 入所児童と空き待ち児童*7（待機児童+待機児童外*8）の推移



資料：子ども未来課

卒園する5歳児に比べ、新たに入園する児童（主に0歳児）は育児休業を取得しているなどの理由により少ないため、年度当初は入所児童数が減少します。定員の弾力化による受け入れや待機児童も少なくなりますが、どちらもゼロには至っていません。

- * 6 定員の弾力化 … 認可定員を超えて設備運営基準を満たす範囲内で児童の受け入れをすること。
- * 7 空き待ち児童 … 保育所へ入所申込みをしているが、入所できない児童。待機児童のほかに保護者が求職中の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童などをいう。
- * 8 待機児童外 … 保護者が求職中の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童など、空き待ち児童のうち待機児童以外の児童

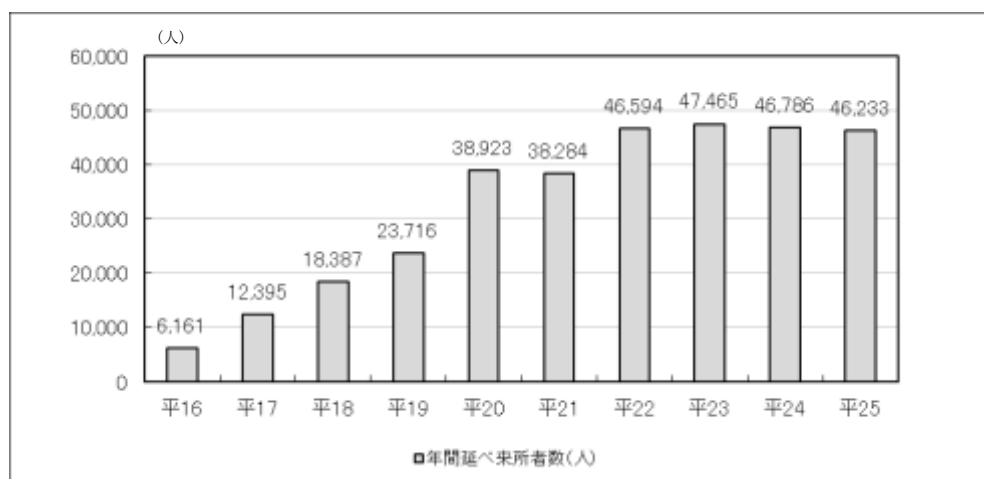
(3) 地域の子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターは、子育て中の親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けられる場所として、現在、市内7箇所の保育園で実施しています。利用状況は、増加傾向が続き、最も利用者が多い平成23年度（2011年度）は47,465人となっていますが、以降は横ばいとなっています。

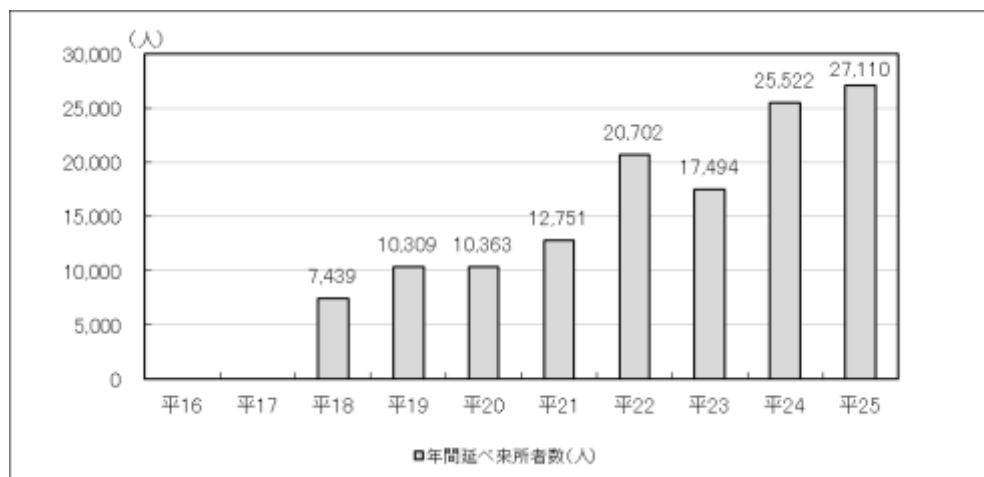
中心市街地における子育て中の親子の居場所づくりとして取り組んでいるつどいの広場は、平成18年（2006年）に「KOKKO（こっこ）」、平成22年（2010年）には2箇所目の拠点として「にこっこ」を開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる拠点整備を進めており、延べ利用者数は増加傾向にあります。平成23年度（2011年度）に利用者数が減っていますが、東日本大震災等の影響により、「にこっこ」が一時的に閉鎖・移転した影響によるものであり、「にこっこ」は、平成24年（2012年）10月、従来の場所で事業を再開しています。

□ 地域子育て支援センター延べ利用者数の推移



資料：子ども未来課

□ つどいの広場延べ利用者数の推移



資料：子ども未来課

② 放課後の児童の健全育成の状況

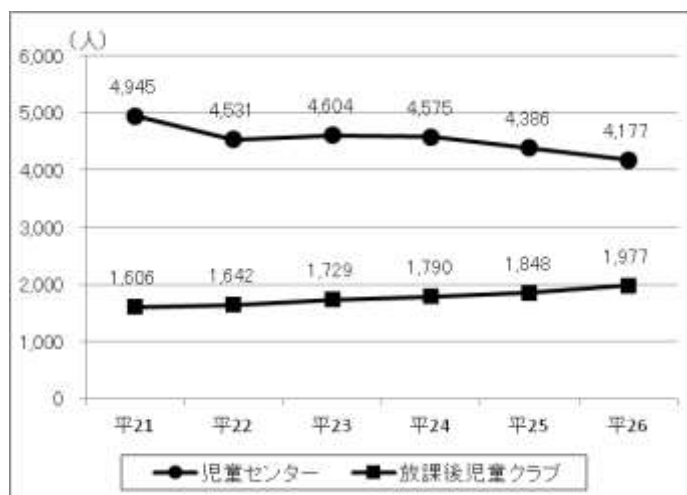
児童館・児童センターの設置を進めるとともに、放課後児童クラブ*⁹や放課後子ども教室を実施し、児童の健全育成に取り組んできました。

児童館、児童センターの登録児童数は、児童数の減少により平成21年（2009年）以降減少傾向が続いています。

一方で、放課後児童クラブの登録児童数は、増加を続け、平成26年（2014年）5月1日の登録児童数は1,977人となっています。女性の社会進出や、共働き家庭が増加したことなどにより、登録児童数が増加しているものと考えられます。

また、新制度の実施にあわせ、新たに放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定めましたが、基準を満たすことができない既存クラブがあるのが現状です。

□ 児童館・児童センター、放課後児童クラブ～各年5月1日の登録児童数の推移



資料：子ども未来課

* 9 放課後児童クラブ … 放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）を対象に、遊びを中心とした活動を通じた生活指導を行う施設です。本市では、地域児童クラブ、学童クラブとも呼ばれています。

4 母子保健の状況

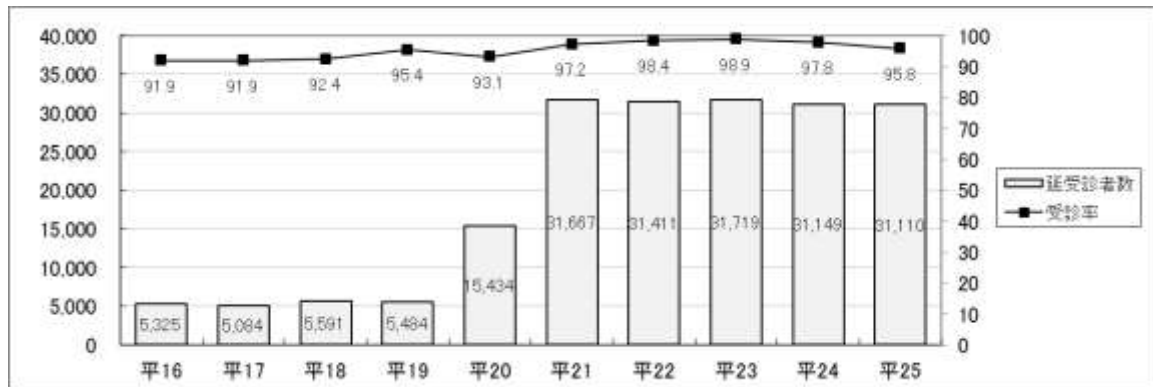
(1) 妊婦健診の状況

母子保健における支援は、妊娠期から始まり、出産・子育てへのライフサイクルを通じた切れ目ない支援体制を構築することが重要です。

本市では、妊娠届により母子健康手帳及び妊婦健診票を交付し、出産までの母体と胎児の健康の確保を図るとともに、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、関係機関と連携の下、支援を行っています。

妊婦健診については、平成21年度（2009年度）から現在の14回に拡充されて以降、延受診者数は31,000人を超え、受診率は90%台後半で推移しています。

□ 妊婦健診 延べ受診者数及び受診率の推移



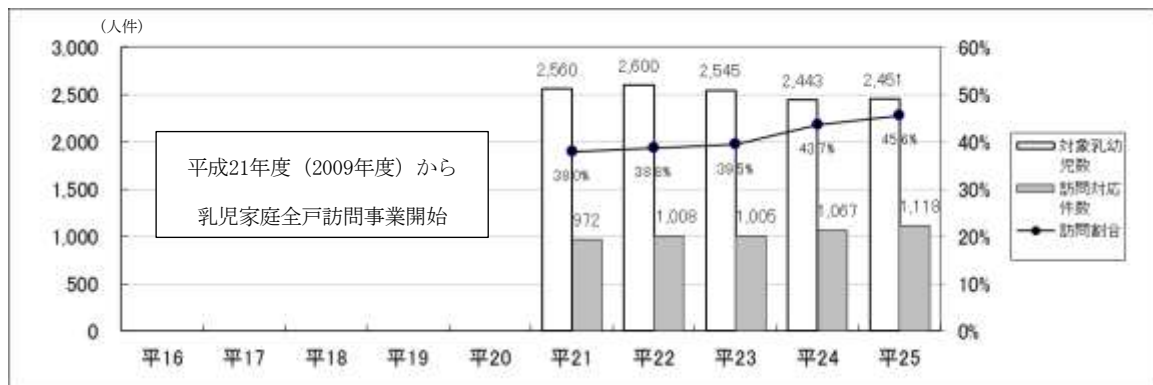
資料：健康推進課

(2) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

出産後は、生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、産婦及び乳児の心身の状況と子育てに関する助言等を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。

対象となる全ての家庭を訪問するまでには至っていませんが、徐々に訪問件数を増やしており、平成25年度（2013年度）の訪問割合は、45.6%になっています。

□ 乳児家庭全戸訪問事業 訪問対応件数及び訪問割合の推移



資料：健康推進課

(3) 乳幼児健診の状況

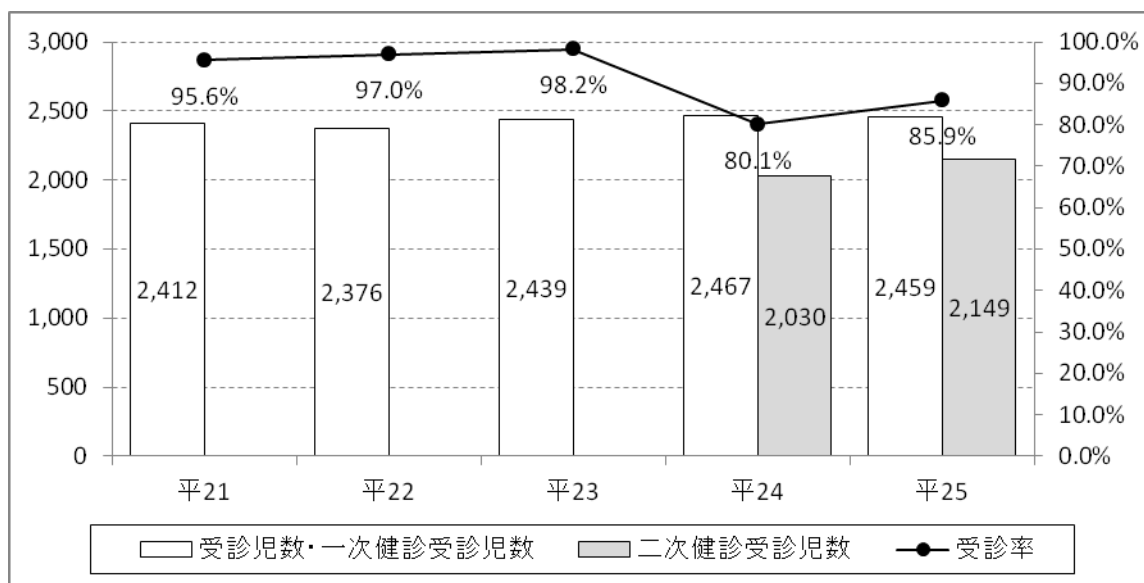
乳幼児期には、乳幼児健診8回及び幼児歯科健診6回を実施し、子どもの発育や発達及び母親の育児不安や育児ストレスの状況を把握し、家庭訪問等で継続した支援を行っています。

また、発達に課題がある乳幼児については、乳幼児総合診査事業及び親子教室により関係機関と連携し、早期に療育支援を行っています。

3歳児健診については、平成23年度（2011年度）までは、保健所等で集団健診を行っていましたが、平成24年度（2012年度）から、集団健診（一次健診）を受診した後、指定医療機関で個別健診（二次健診）を受診する方法としています。健診方法の変更により、平成24年度以降の受診率は、一次健診と二次健診両方を受診した割合で算出しているため、集団健診のみの受診割合で算出していた平成23年度以前の受診率は90%台後半で推移していましたが、平成24年度以降は80%台にとどまっています。

乳幼児健診は、子どもの発育や育児に関する相談や、虐待の発生予防の観点からも重要となることから、一次健診・二次健診両方を受診するよう、勧奨を行っています。

□ 3歳児健診の受診率



※平成24年度（2012年度）から一次健診（小児科診察・尿検査を除く集団検診），二次健診（小児科診察・尿検査を委託検診）として実施。
資料：盛岡市保健所概要

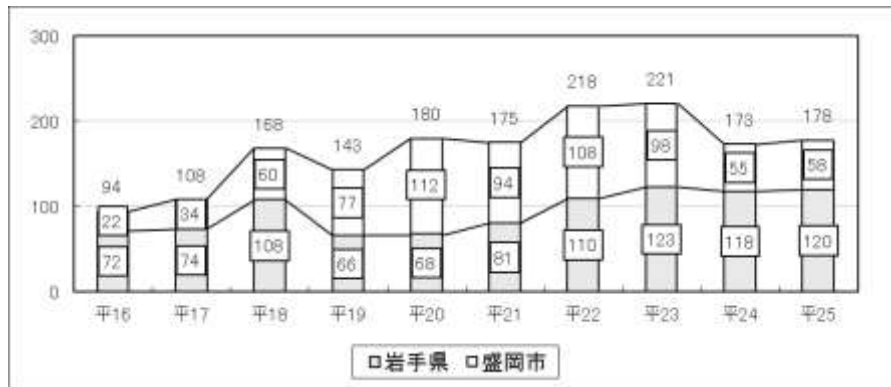
5 特別な支援を必要とする子どもの状況

児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携した取組の推進や、父子家庭を含めたひとり親家庭等の自立支援策の充実、発達障がいへの適切な対応や支援を図ってきました。

(1) 児童虐待相談の状況

盛岡市内における児童虐待相談は、子ども未来課と岩手県福祉総合相談センターで受け付けています。平成22年（2010年）に200件を超えましたが、平成24年（2012年）以降は、170件台で推移しています。

□ 盛岡市内における児童虐待相談受理件数の推移



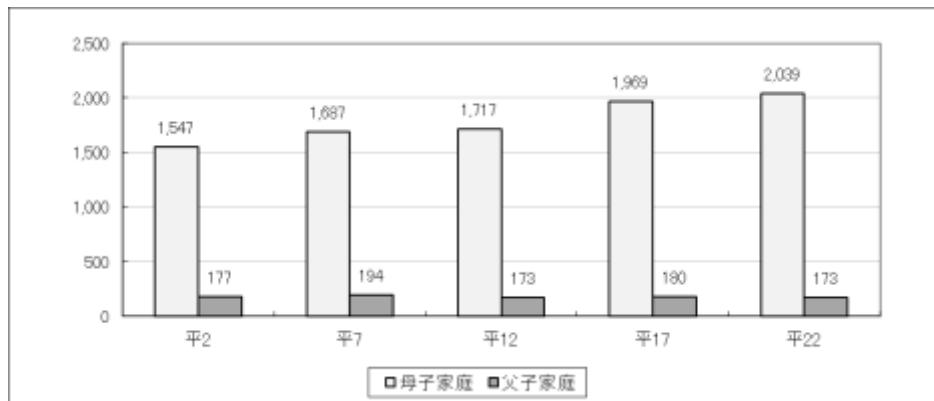
資料：子ども未来課

(2) ひとり親家庭^{*10}の状況

本市の母子家庭の世帯数は、増加傾向にあり、平成22年（2010年）には2,000世帯を超えています。

父子家庭の世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、200世帯未満となっています。

□ ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

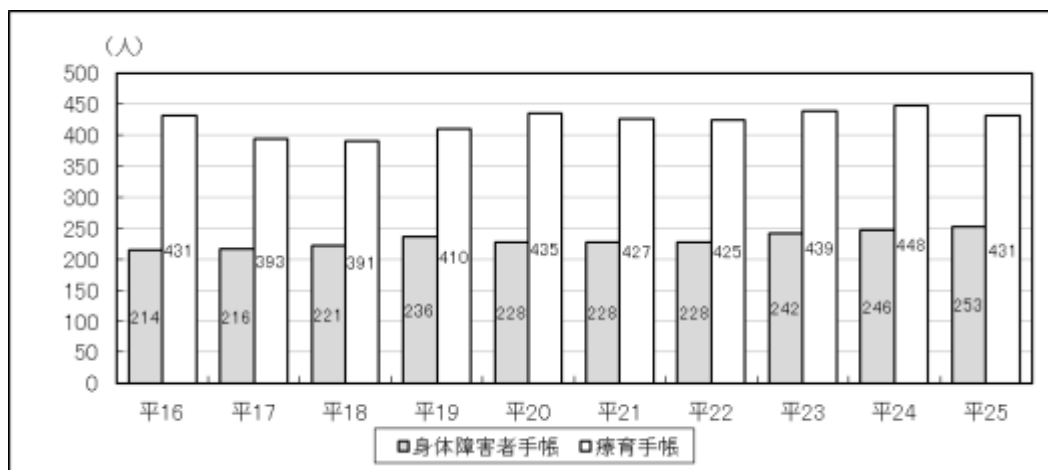
* 10 ひとり親家庭 … 母子家庭（配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる家庭）及び父子家庭（配偶者のない男子で20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる家庭）の総称をいいます。ただし、施策によって支援の対象となる子どもの年齢が異なる場合があります。

(3) 障がい児の状況

① 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

本市における18歳未満の子どもの身体障害者手帳の所持者数は、横ばい傾向にありますが、知的障がいにかかる療育手帳所持者数は、微増傾向にあります。

□ 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移



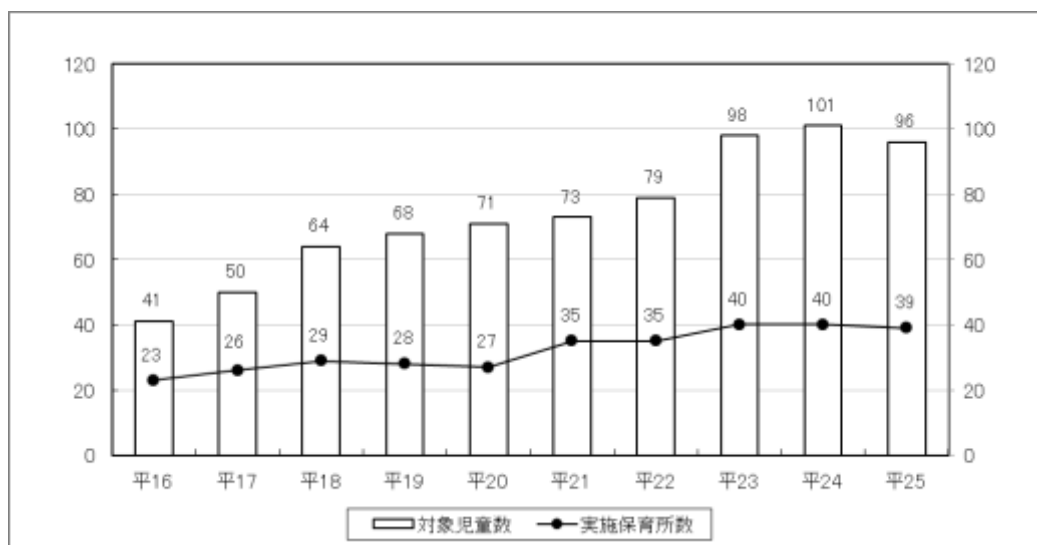
資料：障がい福祉課

② 発達支援保育の状況

発達に遅れのある子どもや軽度の障がいを持つ子ども(保育に欠ける子どもが対象)のうち、集団保育が可能とされた子どもについては、保育所において発達支援保育を実施しています。

発達支援児は年々増加傾向にあり、実施保育所数も増えています。対応には専門的な知識が必要とされ、子どもの状況によっては、職員の配置などの支援が必要です。

□ 発達支援保育の推移



資料：子ども未来課

6 「子ども・子育てに関するニーズ調査（平成25年度(2013年度)）」の状況

本計画の策定に当たり、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望の把握や、本市の子育て支援に関する意見を把握することを目的として、子育て世帯を対象とした意識調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- ① 調査名称：子ども・子育てに関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）
- ② 調査方法：郵送による無記名回答方式
- ③ 調査期間：平成25年（2013年）12月1日（日）から12月13日（金）まで
- ④ 調査対象：就学前児童の保護者：3,824人
小学校就学児童の保護者：3,875人
（平成25年（2013年）11月1日時点住民基本台帳から無作為抽出）

⑤ 回収状況

調査対象	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,843	48.2%
小学校就学児童の保護者	2,121	54.7%

【児童の年齢別の回収状況】

■ 就学前児童

年齢	抽出数	回収数	回収率
0歳	636	326	51.3%
1歳	636	295	46.4%
2歳	639	295	46.2%
3歳	638	312	48.9%
4歳	638	267	41.8%
5歳	637	310	48.7%
無回答		38	

■ 小学校就学児童

年齢	抽出数	回収数	回収率
6歳	645	384	59.5%
7歳	639	344	53.8%
8歳	645	342	53.0%
9歳	647	335	51.8%
10歳	650	345	53.1%
11歳	649	345	53.2%
無回答		26	

⑥ 結果の表示の仕方

- ・グラフに表示しているN値は、回答者数です。
- ・回答は、各質問のN値を基数とした百分率（%）で示しています。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の質問の場合には、各回答の割合を合計すると100.0%を超えます。

(2) ニーズ調査における子ども・子育てを取り巻く状況

ニーズ調査結果における子ども・子育てを取り巻く状況は、次のとおりです。

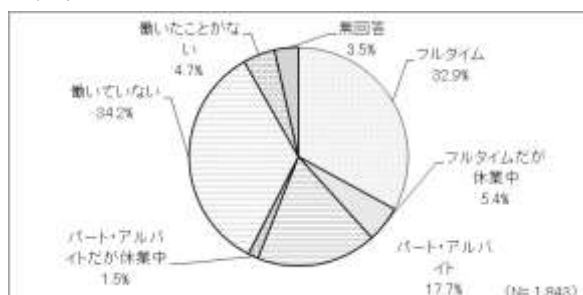
① 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで働いている」と回答した割合は、就学前が38.3%、就学児が39.5%であり、「パート・アルバイトなどで働いている」と回答した割合は、就学前が19.2%、就学児が32.0%、「働いていない・働いたことがない」と回答した割合は、就学前が38.9%、就学児が23.4%となっています。

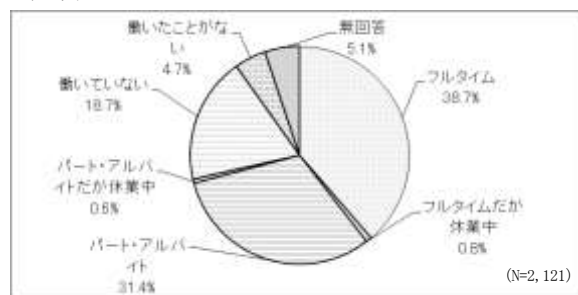
「パート・アルバイトなどで働いている」と回答した人に対して、フルタイム就労への転換希望を尋ねた結果、「フルタイム就労転換の希望があり、実現の見込みがある」、「フルタイム就労転換の希望があるが、実現見込みはない」の合計では、就学前の40.3%、就学児の33.5%がフルタイム就労への転換を希望しています。また、「働いていない・働いたことがない」と回答した人に対して、就労意向を尋ねた結果をみると、就学前の68.4%、就学児の62.5%が就労を希望しています。

□ 母親の就労状況

・就学前

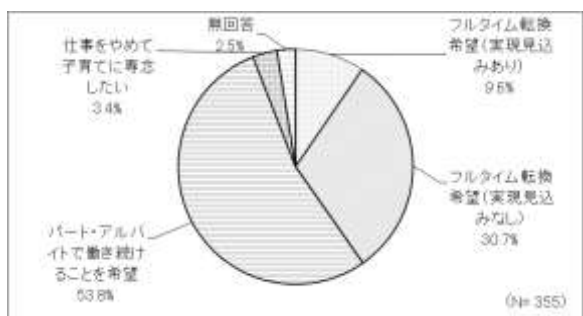


・就学児

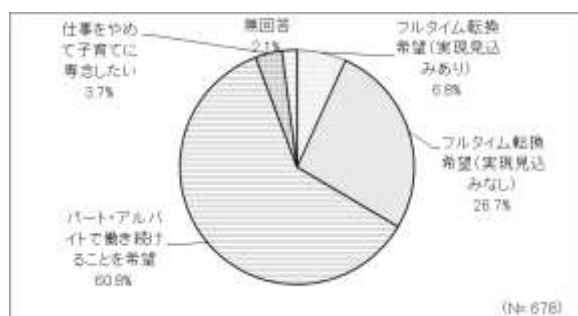


□ パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望

・就学前

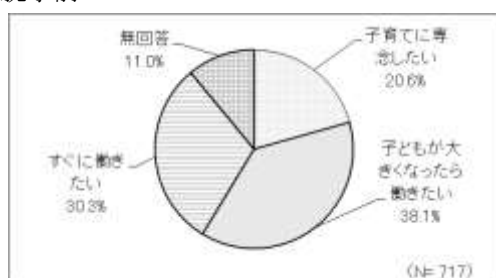


・就学児

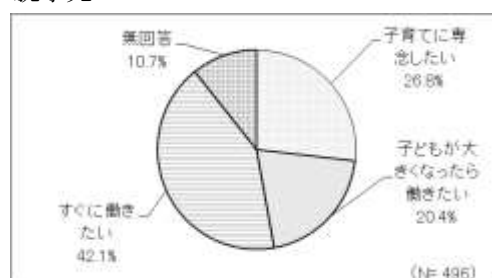


□ 母親の就労希望（就労していない人）

・就学前



・就学児



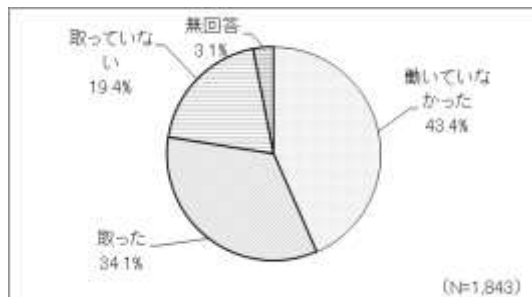
② 育児休業の状況

就学前児童の母親の育児休業の取得状況をみると、母親の34.1%が「育児休業を取った、あるいは今取っている」と回答していますが、父親では、「育児休業を取った、あるいは今取っている」と回答した人は0.8%にとどまっています。

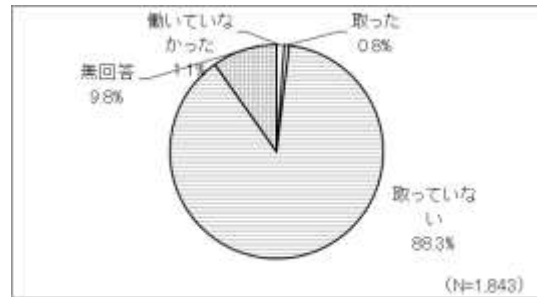
育児休業を取得していない理由を尋ねた結果をみると、母親は、「子育てや家事に専念するため退職」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」を選択した割合が高くなっています。父親は、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「昇給・昇格が遅れそうだった」を選択した割合が高くなっています。

女性は育児と仕事の両立が困難な状況にあること、男性は仕事の忙しさや、育児休業を取りにくい雰囲気のため、取得が進んでいません。

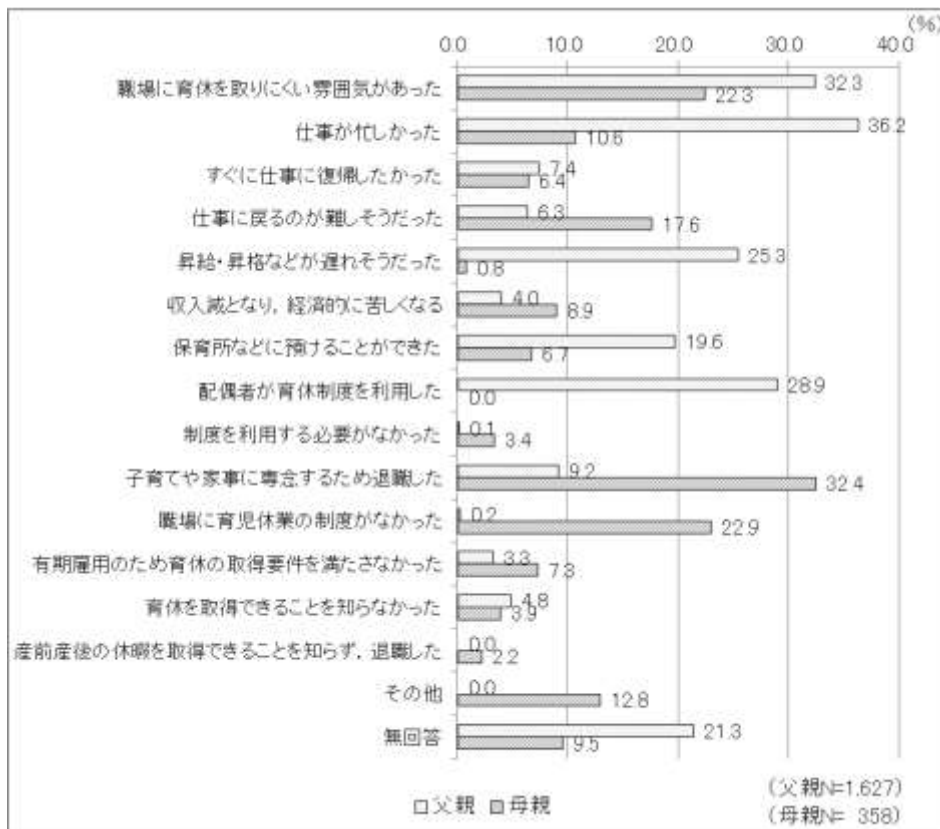
□ 母親（就学前児童）



□ 父親（就学前児童）



□ 育児休業を取得していない理由（就学前児童）（複数回答）

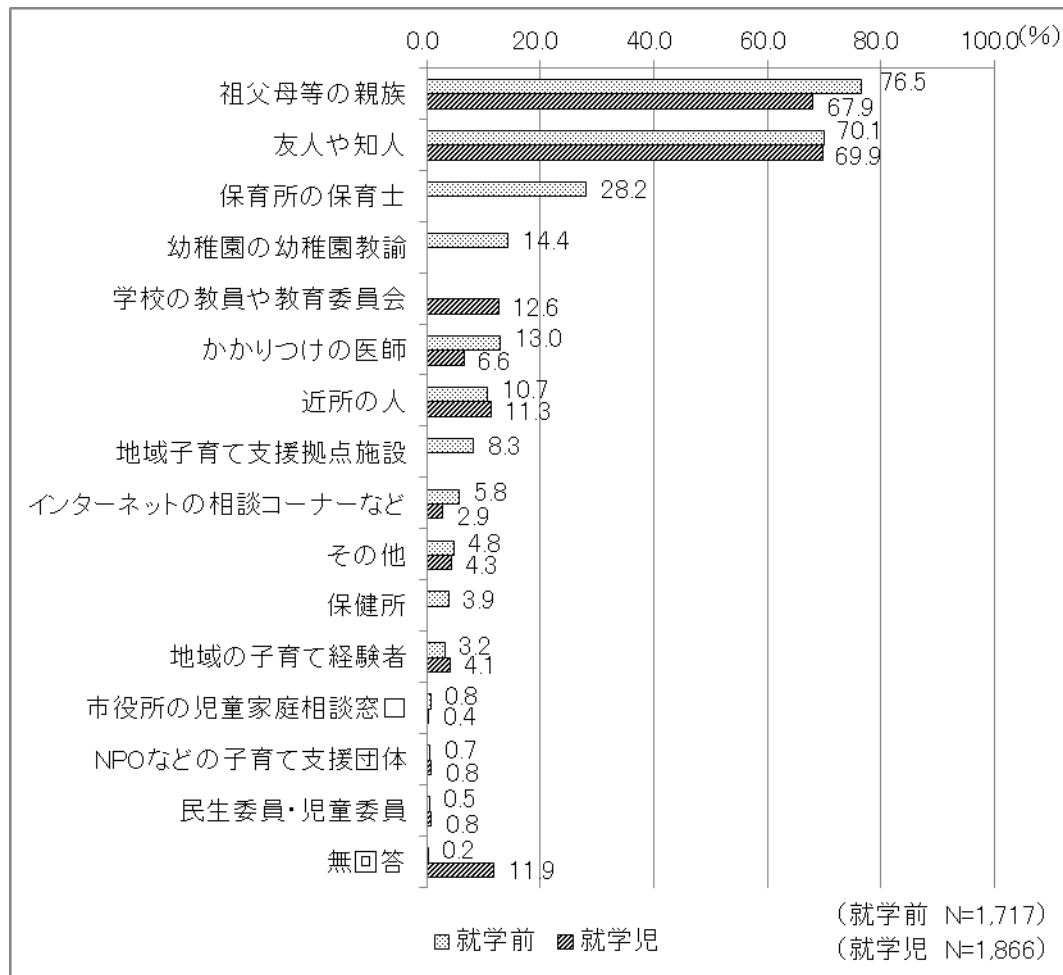


③ 子育てに関する悩みの相談相手について

子育てや教育について気軽に相談できる人や場所を尋ねた設問の結果をみると、就学前児童は、「祖父母等の親族」が76.5%と最も多く、次に「友人や知人」が70.1%と続きます。就学児童では、「友人や知人」が69.9%と最も多く、「祖父母等の親族」が67.9%という結果となっています。就学前、就学児童のいずれも、親族や友人など身近な人に子育てに関する悩みを相談していることが分かります。また、就学前児童では、保育士や幼稚園教諭など、日頃利用している教育・保育施設で相談している人もいます。

一方で、「民生委員・児童委員」、「NPOなどの子育て支援団体」、「市役所の児童家庭相談窓口」などの地域で子育て支援に携わっている個人や団体、行政機関を相談相手として選択した割合は、低くなっています。

□ 子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所（複数回答）



④ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

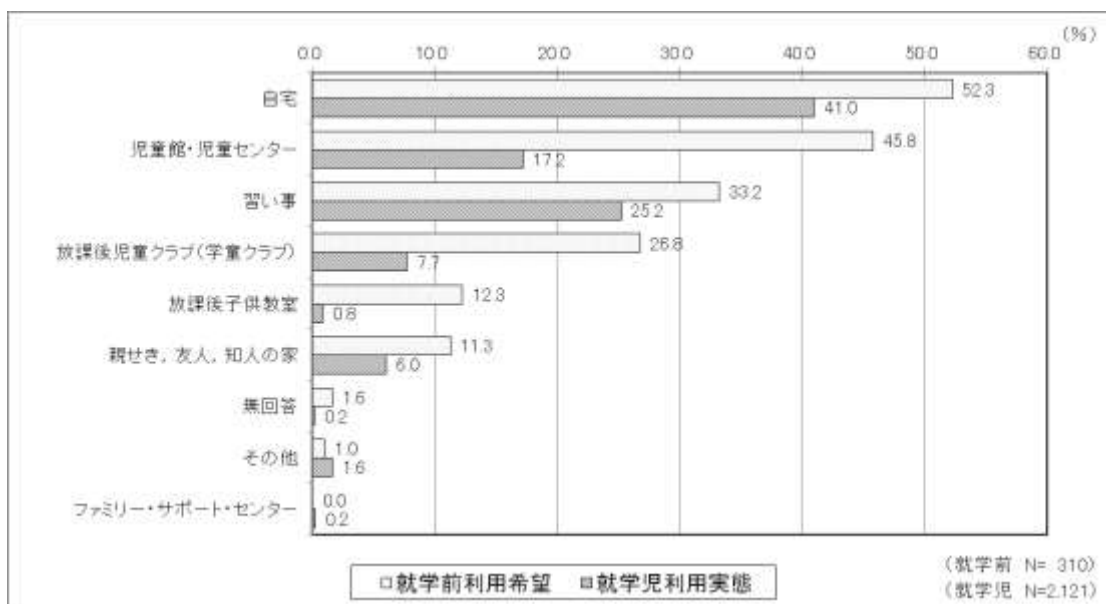
小学校低学年の放課後の過ごし方について、就学前児童のうち5歳児が小学校低学年になった場合の利用希望と、就学児童のうち小学校低学年の利用実態を調査しました。

就学児童の利用実態で最も多いのは「自宅」の41.0%、次いで「習い事」が25.2%、「児童館・児童センター」が17.2%、保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」が7.7%となっています。

就学前児童の利用希望で最も多いのは、就学児童と同様に「自宅」の52.3%、次いで「児童館・児童センター」が45.8%、「習い事」が33.2%、「放課後児童クラブ」が26.8%となっています。

利用希望と利用実態を比較すると、「児童館・児童センター」と「放課後児童クラブ」において、利用希望が利用実態を大きく上回っています。

□ 小学校就学後（1～3年）の放課後の過ごし方（就学前児童の希望と就学児童の実態）

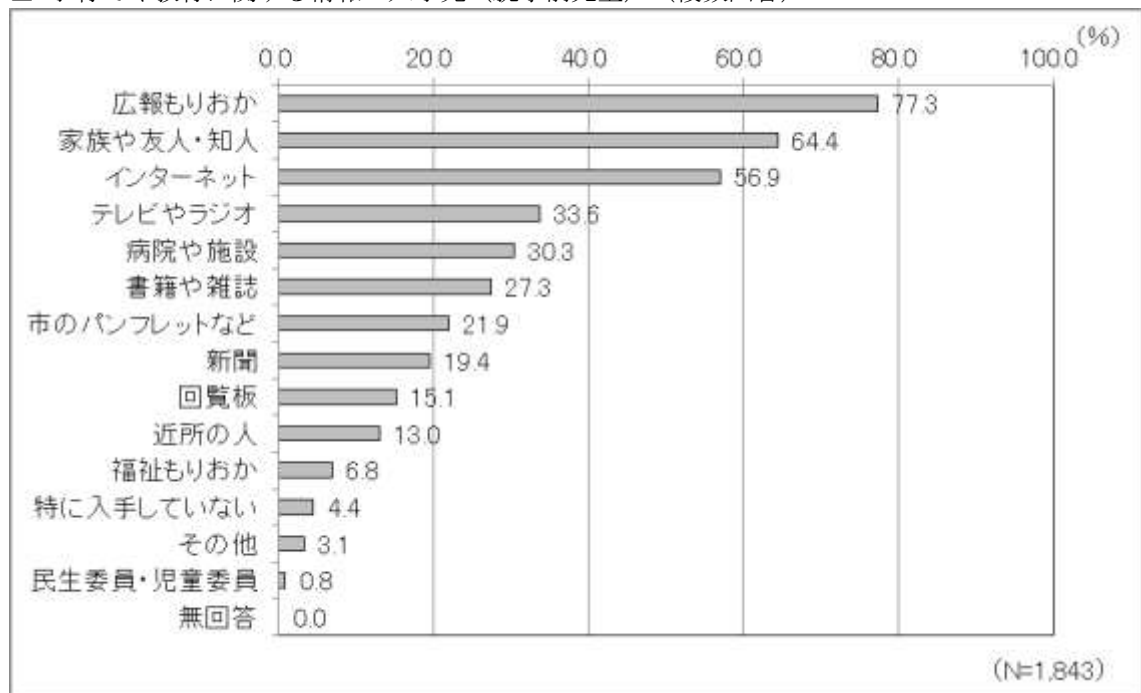


⑤ 子育てや教育に関する情報の入手先

就学前児童を対象に子育てや教育に関する情報を入手する手段を尋ねたところ、「広報もりおか」を選択した割合が77.3%と最も多い結果となっています。以下、「家族や友人・知人」が64.4%、「インターネット」が56.9%、「テレビやラジオ」が33.6%と続きます。

この結果から、公的な情報源である広報もりおかと、家族や友人・知人などの身近な人の双方から情報を得ていること、さらに、インターネットやテレビ・ラジオなどのメディアからも情報を得ている現状がわかります。

□ 子育てや教育に関する情報の入手先（就学前児童）（複数回答）



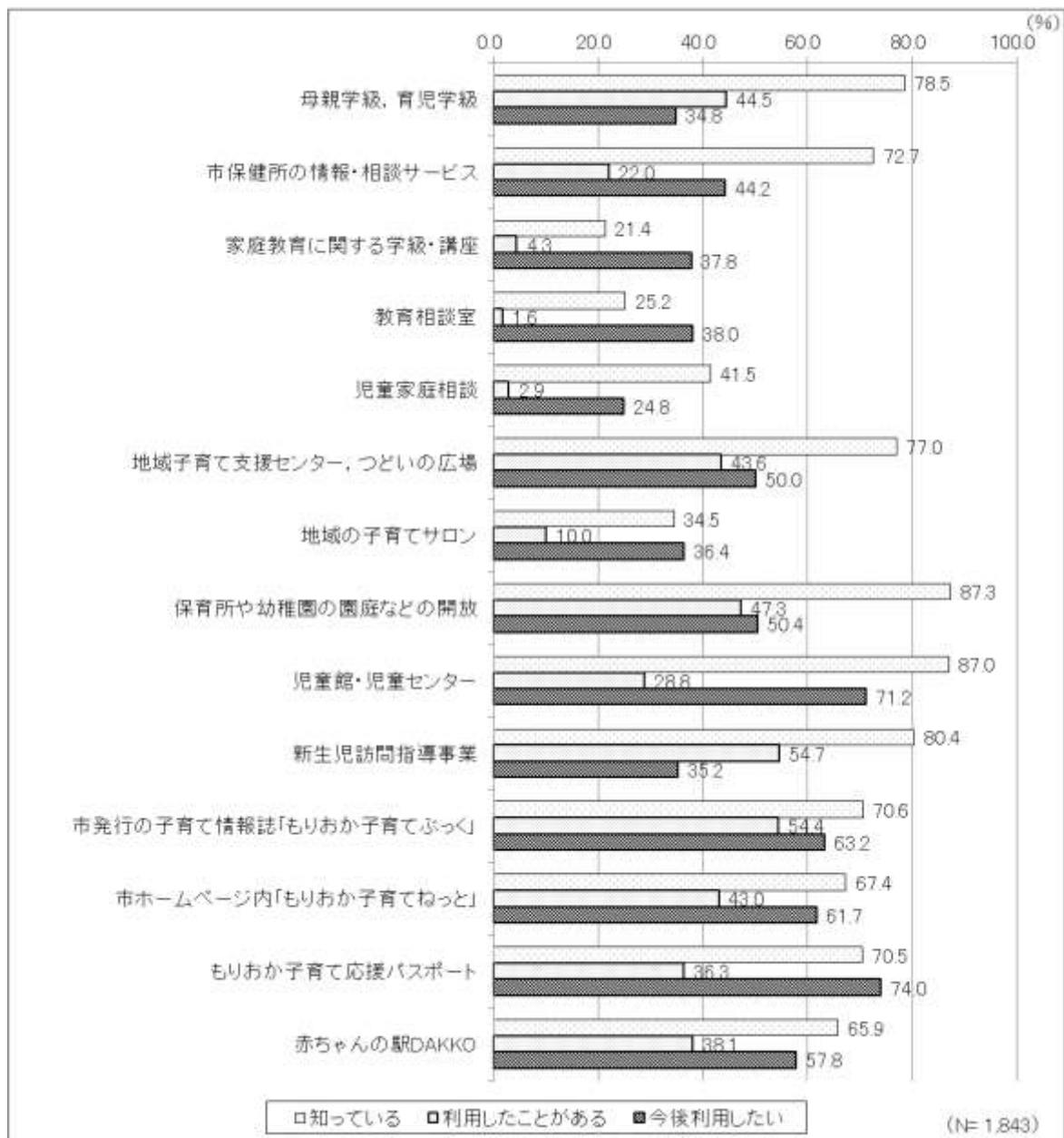
⑥ 子育て支援サービスの認知度と利用希望

就学前児童の保護者を対象に、市が実施している子育て支援サービスの認知度を尋ねたところ、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」，「児童館・児童センター」，保健師が出産後の家庭を訪問する「新生児訪問指導事業」の認知度がいずれも80%を超えています。

また、市発行の子育て情報誌である「もりおか子育てぶっく」や、「新生児訪問指導事業」は、認知度、利用度がともに50%を超えています。

一方で、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」は認知度が87.3%と今回の調査結果では最も高い結果となっていますが、利用度は47.3%となっています。なお、「家庭教育に関する学級・講座」，「教育相談室」などは、認知度、利用度ともに低い結果となっています。

□ 子育て支援サービスの認知度と利用希望

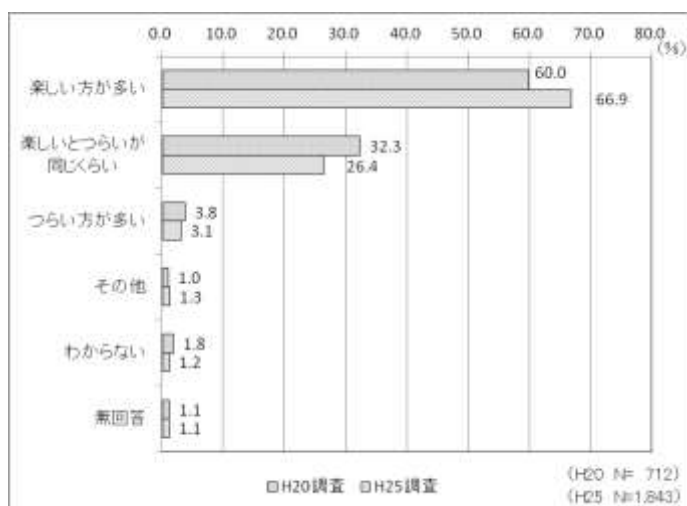


⑦ 子育ての楽しさ・大変さ（就学前児童，就学児童，全体）

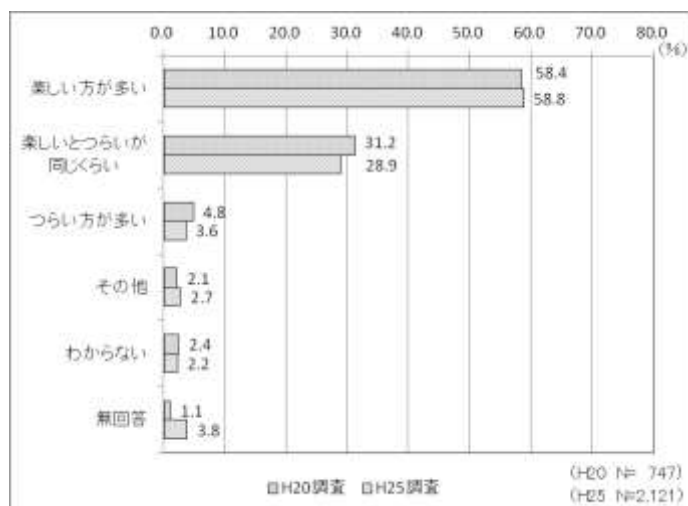
就学前児童，就学児童の保護者に「子育てに対する気持ち」について尋ねたところ，「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は，就学前児童が66.9%，就学児童が58.8%という結果になっています。就学前，就学児童を合わせた割合は，62.6%となっています。一方で，「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合わせると，就学前，就学児童の31.1%が「子育てをつらい」と感じているという結果となっています。

平成20年度（2008年度）に実施した「盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査」における結果と比較すると，就学前児童の保護者はこの5年間で，「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は6.9ポイント（60.0%→66.9%）上昇していますが，就学児童では，横ばいとなっています。「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」と「つらいと感じることの方が多い」を合計した割合は，就学前児童は6.6ポイント（36.1%→29.5%），就学児童では3.5ポイント（36.0%→32.5%）減少しています。就学前，就学児童の合計では，4.9ポイント（36.0%→31.1%）減少しています。

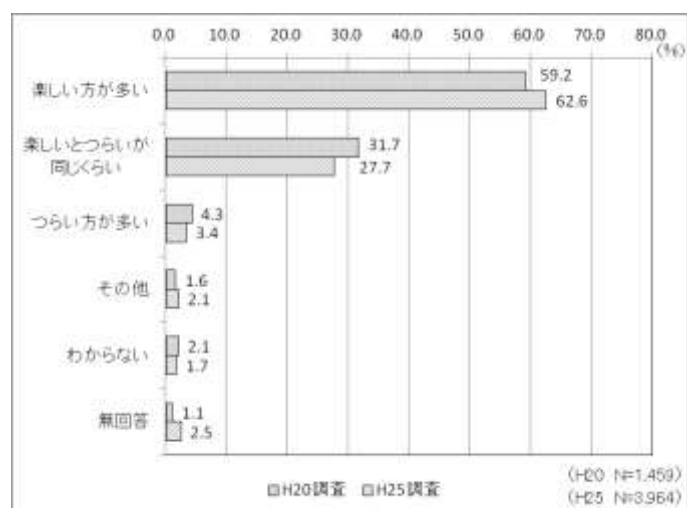
□ 就学前児童



□ 就学児童



□ 合計



（盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査）

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画の策定に向けて，子育て支援に関する市民の生活実態や要望，意見などを把握するため，平成20年度（2008年度）に実施しました。

- ・ 調査対象
就学前及び就学児童のいる保護者 2,475人
- ・ 回収数及び回収率
就学前児童 712通（回収率59.48%）
就学児童 747通（回収率58.45%）

⑧市に対して充実を望む子育て支援策

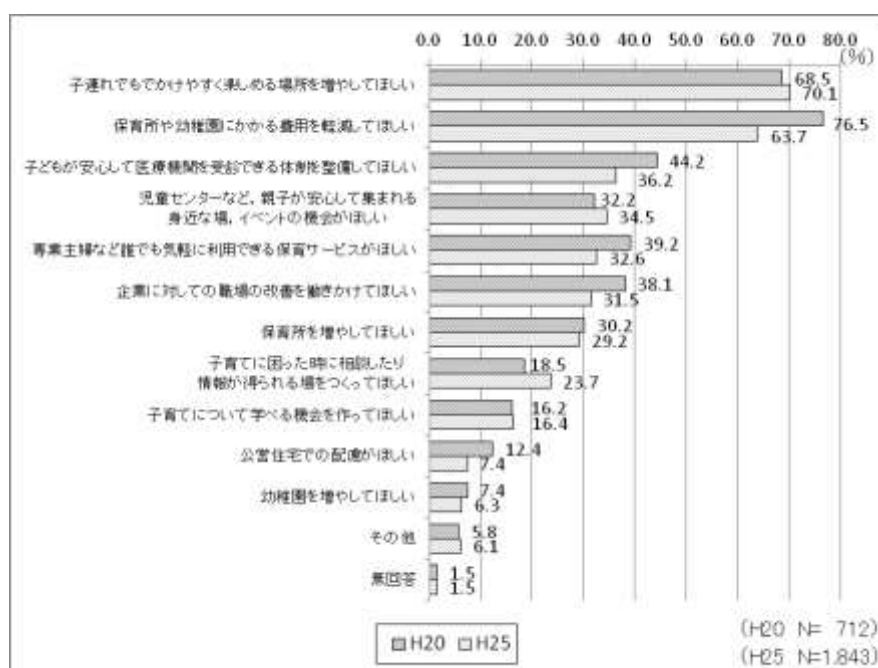
就学前児童，就学児童の保護者に「市に対して充実を望む子育て支援策」を尋ねたところ，就学前児童においては，「子連れでもでかけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く（70.1%），「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（63.7%），「子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」（36.2%），「児童センターなど，親子が安心して集まれる身近な場，イベントの機会がほしい」（34.5%）と続きます。

就学児童においては，「子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が最も多く（51.9%），「子連れでもでかけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（41.4%），「企業に対しての職場の改善を働きかけてほしい」（36.4%），「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（36.2%）となっています。

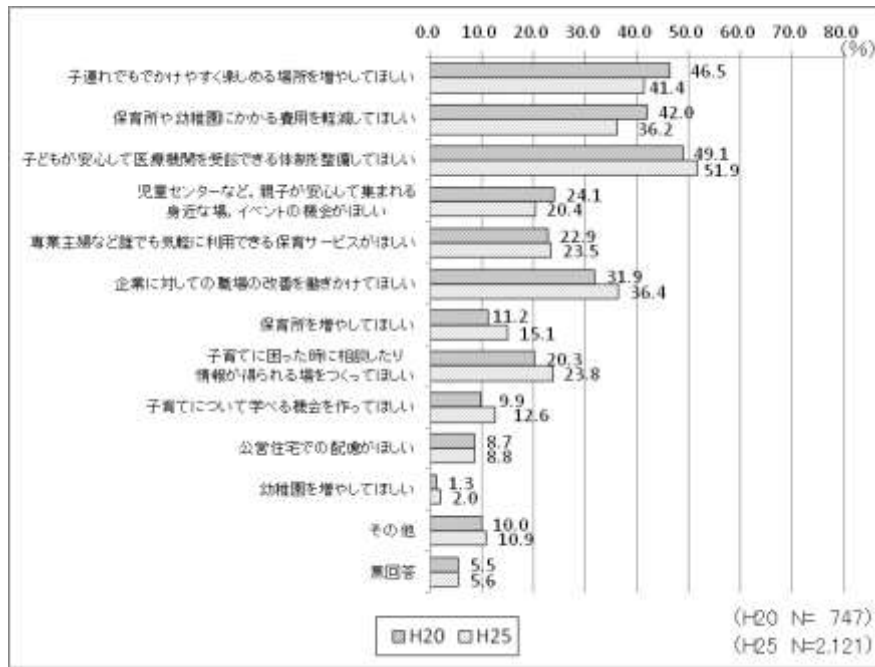
また，平成20年度（2008年度）に実施した「盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果と比較すると，就学前児童においては，「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が12.8ポイント低下（76.5%→63.7%）し，保育所保育料の軽減等の取組により，保護者の負担軽減が図られているものと考えられます。「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場をつくってほしい」が5.2ポイント（18.5%→23.7%）増加しています。

就学児童においては，就学前児童と同様に，「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が，5.8ポイント（42.0%→36.2%）減少しています。「企業に対しての職場の改善を働きかけてほしい」が，4.5ポイント（31.9%→36.4%）上昇していることから，仕事と子育ての両立が可能となるような職場づくりの働きかけを求める保護者が増加しています。

□ 市に対して充実を望む子育て支援策（複数回答可） 就学前児童



□ 市に対して充実を望む子育て支援策（複数回答可） 就学児童



7 次世代育成支援対策推進行動計画の取組状況

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（第1期）は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とし、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までを前期行動計画、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までを後期行動計画の計画期間として、計画の実現に向け、各種事業に取り組んでいます。

○ 施策の基本的方向1 地域における子育ての支援

子育てをする全ての家庭が安心して子育てができるよう、認可保育所の新設や定員増加を進めました。待機児童の解消を目指すとともに、病児・病後児保育や一時預かりなど、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実や、河南地区へのつどいの広場を整備しました。

実施施策の評価指標（4項目）については、市民アンケート調査における「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と感じる市民の割合の上昇や、地域子育て支援センターの利用者数が増加し、達成度A、B合せて3項目となっており、おおむね計画どおりに進んでいますが、「待機児童数」については、達成度Dとなっています。

在宅の子育て家庭への支援やネットワークづくりは計画どおりに進んでいますが、保育サービスの充実の面においては、認可保育所の定員増加は新たな保育需要の掘り起こしにもつながり、待機児童の解消に至っていないものと考えられます。

【評価指標】

子育て支援サービスの充実・子どもの健全育成

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」市民の割合	↑	16.2%	16.0%	15.9%	14.6%	17.9%	17.0%	19.4%	B

保育サービスの充実

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
待機児童数	↓	33人	33人	43人	46人	48人	50人	10人	D

子育て支援のネットワークづくり

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
地域子育て支援センター事業とつどいの広場の延べ利用者数	↑	49,286人	51,035人	67,296人	64,959人	72,308人	70,179人	*41,503人	A

【目標値に対する達成度】

- A … 100%以上(計画を上回った)
 - B … 80%以上100%未満(達成はできなかったがほぼ計画どおり)
 - C … 60%以上80%未満(計画を少し下回った)
 - D … 60%未満(計画を大きく下回った)
- 以上を目安に指標の性格に応じて総合的に判断。

※評価指標右横の矢印（↑/↓/→）は、指標の目標とする方向を示します。

※H26年度目標値に*がついている指標は、計画策定時に目標値を達成していたが、盛岡市総合計画の目標値との整合を図ったものです。

○ 施策の基本的方向2 母と子どもの健康の確保・増進

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、各種健康診査や育児相談、きめ細かな育児情報の提供により母子の健康の確保を図るとともに、思春期における心身の健康づくりを推進しました。また、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成などを目指し、生涯にわたり育成される食育の基礎を培うための取組を推進しました。

これらの取組により、実施施策の評価指標（5項目）については、全ての項目が達成度A、Bとなっていることから、「妊娠出産に対する満足度」が徐々に向上しており、母子の健康の確保が図られているものと考えられます。

【評価指標】

子どもや母親の健康の確保

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
妊娠出産に対する満足度	↑	—	—	84.3%	82.6%	87.2%	89.8%	95.0%	A
家庭訪問により育児不安が少なくなった割合	↑	—	—	100.0%	95.8%	99.1%	99.0%	93.0%	A

「食育」の推進

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
毎日朝食を食べている3歳児の割合	↑	95.2%	95.2%	96.4%	95.9%	95.1%	95.6%	98.0%	B

思春期保健対策の充実

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
赤ちゃんを抱いたことがある中高生の割合	↑	—	—	85.3%	83.3%	62.7%	—	77.0%	B

※ H25年度はアンケート未実施

小児医療の充実

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
市民アンケートで「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	↑	89.2%	89.2%	88.1%	90.9%	91.3%	90.9%	90.0%	A

○ 施策の基本的方向3 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、小中学校へのスクールアシスタントの配置や、家庭教育支援事業など、学校・家庭・地域が共に教育力を高めることにより社会全体の教育力の向上を図りました。

また、子どもたちが将来、あたたかい家庭を築き、夢を持って子育てできるよう、高校生を対象としたふれあい看護体験の実施など、子どもを産み育てることの喜びを実感できる取組を推進しました。実施施策の評価指標（14項目）については、達成度A、B合せて11項目となっており、おおむね計画どおり進んでいますが、「小中学生の体力運動能力」と「補導件数」は、達成度Cとなっています。

校内体制の整備や適応相談員の活用により、中学校の不登校生徒が減少しており、不登校の初期段階や別室登校生徒への適切な対応が図られていると考えることができます。

一方で、「補導件数」については、巡回活動時間の見直しにより少年と接する機会が増えたことが件数増加の要因として考えられますが、補導は刑法犯少年を未然に防ぐ役割もあることから、同施策の評価指標である刑法犯少年件数が減少していることと合わせて評価すると、子どもの安全の確保に結びついているものと考えられます。

【評価指標】

次代の親の育成

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
高校生が乳幼児とのふれあい体験を通して子育ての楽しさや大変さがわかった割合	↑	87.5%	87.5%	90.2%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%	A

学校の教育環境等の整備

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生:国語)	↑	110.4ポイント	110.4ポイント	109.4ポイント	109.2ポイント	111.8ポイント	110.6ポイント	112.0ポイント	B
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生:算数)	↑	107.8ポイント	108.0ポイント	108.0ポイント	110.4ポイント	107.8ポイント	108.4ポイント	112.0ポイント	B
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生:国語)	↑	109.2ポイント	109.6ポイント	108.0ポイント	107.6ポイント	106.2ポイント	103.8ポイント	112.0ポイント	B
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生:数学)	↑	100.6ポイント	100.6ポイント	101.8ポイント	102.8ポイント	102.2ポイント	102.2ポイント	108.0ポイント	B
問題行動調査(不登校)の出現率(小学校)	↓	0.28ポイント	0.23ポイント	0.17ポイント	0.12ポイント	0.15ポイント	0.20ポイント	0.31ポイント	A
問題行動調査(不登校)の出現率(中学校)	↓	2.66ポイント	2.31ポイント	2.54ポイント	2.24ポイント	1.99ポイント	2.17ポイント	2.64ポイント	A
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数(小学校96種目中)	↑	49種目	47種目	49種目	39種目	39種目	39種目	61種目	C
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数(中学校48種目中)	↑	37種目	40種目	41種目	40種目	26種目	33種目	43種目	C

家庭や地域の教育力の向上

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
家庭教育支援事業の参加者数	↑	6,251人	6,848人	6,954人	5,492人	5,908人	6,402人	6,500人	A
家庭教育支援事業参加者の満足度	↑	96.0%	100.0%	83.1%	89.8%	92.0%	92.0%	100.0%	B
学校支援ボランティア登録者数	↑	649人	825人	761人	523人	656	1,809人	700人	A

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度	
補導件数	↓	74件	76件	68件	44件	96件	194件	*150件	C
刑法犯少年件数	↓	241件	247件	177件	144件	140件	103件	*282件	A

○ 施策の基本的方向4 子育てを支援する生活環境の整備

歩道や自転車走行空間の整備や、通学路の夜間照明の整備による安全対策など、道路交通環境の充実に努めるとともに、商業施設等への赤ちゃんの駅の設置を支援し、親子で安心して外出できるような環境の整備を推進しました。また、公営住宅の建替えに伴いバリアフリー化を進め、居住環境の整備に取り組みました。

これらの取組により、実施施策の評価指標（6項目）については、全ての項目が達成度A、Bとなっており、ほぼ計画どおりに進んでいます。

交通環境の整備により、無違反の歩行者・自転車が事故にあった件数が減少しており、親子が安心して外出できる環境整備が進んでいるものと考えられます。

【評価指標】

良好な住宅の確保

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
市営住宅の実質入居率	↑	94.0%	94.0%	92.5%	93.5%	93.2%	92.5%	95.0%	B

良好な居住環境の確保

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
市営住宅全戸のうちバリアフリー化された戸数の割合	↑	33.0%	36.0%	37.6%	38.0%	38.0%	41.4%	38.0%	A
市民アンケート調査で「快適な居住環境である」と答えた市民の割合	↑	47.7%	46.0%	46.0%	45.5%	46.2%	47.4%	55.0%	B

安全な道路交通環境の整備

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
無違反の歩行者・自転車が事故にあった件数	↓	292件	345件	314件	279件	226件	195件	372件	A

安心して外出できる環境の整備

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
市道改良率	↑	73.0%	73.0%	73.3%	73.4%	73.5%	73.6%	74.3%	A
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	16.0%	15.9%	14.6%	17.9%	17.0%	19.4%	B

○ 施策の基本的方向5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現を図るため、広報もりおかを通じて、男女が共に家庭や地域活動に参加し子育てを地域全体で支えるための意識啓発を行うとともに、多様な働き方の実現や職業意識の醸成のため、小学校、中学校及び高校において、職業体験や就業体験の機会を提供しました。また、認可保育所の整備や定員増加など、保育サービスの充実に取り組みました。

実施施策の評価指標（3項目）については、「待機児童数」が達成度Dとなっています。

「育児休業取得率（女性、男性）」については、平成22年（2010年）以降、調査が実施されなかったため、評価ができていませんが、この実施施策の具体事業（男女共同参画情報等提供事業ほか3事業）の達成度をみると、全てAとなっています。

「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果をみると、男性の育児休業の取得は進んでおらず、就学前・就学児ともに3割を超える人が、企業に対して職場環境の改善の働きかけを求めており、男女が共に子育てに向き合いながら、仕事と子育ての調和が図られるような環境整備が十分ではないと考えることができます。

【評価指標】

多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
育児休業取得率(女性)	↑	84.5%	84.5%	—	—	—	—	90.0%	—
育児休業取得率(男性)	↑	2.1%	2.1%	—	—	—	—	5.0%	—

仕事と子育ての両立の推進

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
待機児童数	↓	33人	33人	43人	46人	48人	50人	10人	D

【参考】多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しにおける具体事業

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
男女共同参画情報等提供事業 (男女共同参画情報紙の発行部数)	→	138,000部	139,800部	139,700部	140,600部	140,550部	141,540部	138,000部	A
就労支援制度の普及活動 (育児休業取得率:女性)	↑	84.5%	84.5%	—	—	—	—	90.0%	—
(育児休業取得率:男性)	↑	2.1%	2.1%	—	—	—	—	5.0%	—
小中学生職業体験事業 (実施対象校)	→	1校	1校	1校	1校	1校	1校	1校	A
(実施回数)	→	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	A
盛岡市高校生インターンシップ事業 (就業体験者数)	→	100人	104人	117人	96人	81人	158人	100人	A
高校生スキルアップ支援事業 (参加者数)	→	100人	87人	156人	120人	128人	116人	100人	A

○ 施策の基本的方向6 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪、情報化の進展に伴う有害環境等から守るための取組を推進しました。また、交通安全の確保や公園等の遊具の点検、修繕による環境整備を進めるとともに、関係機関と連携した情報提供や広報啓発活動を推進しました。

これらの取組の結果、実施施策の評価指標（4項目）については、達成度Aが3項目となっており、ほぼ計画どおりに進んでいますが、「補導件数」は、達成度Cとなっています。

小学校のほか、子供会や児童センター等でも交通安全教室を開催したことによる交通事故発生件数の減少や、計画的な遊具修繕の取組により、子どもの安全の確保が図られていると考えることができます。

【評価指標】

子どもの交通安全の確保

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
市内での幼児・小中学生における交通事故発生件数	↓	82件	72件	58件	66件	56件	70件	A

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
補導件数	↓	74件	76件	68件	44件	96件	* 150件	C
刑法犯少年件数	↓	241件	247件	177件	144件	140件	* 282件	A

子どもの安全対策

評価指標	H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
公園や小中学校の遊具等が要因となった子どもの事故件数	→	0件	0件	0件	0件	3件	0件	A

○ 施策の基本的方向7 保護を必要とする子どもへの取組の推進

児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携して児童虐待防止ネットワークの構築を進めたほか、父子家庭を含めたひとり親家庭等に対し、自立支援プログラムの策定や、ひとり親家庭の就労支援講座の開催など、自立支援策の充実を図りました。また、障がい児施策については、児童発達支援センターにおける指導や、障がい児相談支援事業、保育所等の訪問指導を行うなど、適切な対応や支援を推進しました。

これらの取組により、実施施策の評価指標（4項目）については、全ての項目が達成度A、Bとなっており、ほぼ計画どおりに進んでいます。

虐待相談が解決した割合の増加や、母子家庭の就業支援により就業した割合が増加するなど、特別な支援が必要な子どもや家庭に対する取組が図られています。

【評価指標】

児童虐待防止対策の充実

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
虐待相談が解決した割合	↑	35.0%	32.8%	48.9%	44.2%	73.7%	57.5%	38.5%	A

ひとり親家庭の自立支援の推進

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
母子家庭の就業支援事業参加人数	↑	21人	35人	61人	64人	61人	44人	54人	B
母子家庭の就業支援事業により就業した割合	↑	47.6%	31.4%	67.6%	85.9%	83.6%	79.5%	75.8%	A

障がい児施策の充実

評価指標		H21年度現状値 (計画策定時見込値)	H21年度 実績値	H22年度 実績値	H23年度 実績値	H24年度 実績値	H25年度 実績値	H26年度 目標値	達成度
18歳未満の障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	↑	45.9%	48.7%	50.0%	49.5%	59.6%	57.8%	50.0%	A

8 子ども・子育てを取り巻く課題

これまで述べてきた現状やニーズ調査の結果などから、盛岡市の子ども・子育てを取り巻く課題を次のとおり整理します。

(1) 地域における子育ての支援

ア 保育サービスの充実

待機児童の解消が急務となっています。ニーズ調査の結果に基づく潜在的な保育需要も踏まえて、提供体制を確保していかなければなりません。

また、保育現場から保育士の確保が難しくなっているとの声が寄せられていることから、保育士の人材確保にも取り組み、保育の質の維持・向上を図ることが必要です。

イ 子育て支援サービスの充実

子育て世帯を取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、家族形態の変化による子育て世帯の孤立化など大きく変化しています。ニーズ調査の結果によると、子育てをつらいと感じる人が30%を超えていることから、地域で身近に利用できる子育て拠点の充実を図り、子育てに関する悩みの共有や負担軽減、保護者同士の交流などとともに、子育てに関する助言や援助、情報提供などの機能を一層強化し、子育ての楽しさを感じることができる環境づくりが必要です。

また、子育て支援サービスの認知度と利用度において、認知度が低いサービスが多いことや認知度と利用度に差がみられることから、保護者が必要としているサービスが適切に利用できるよう支援を行うとともに、事業の認知度の向上や利用しやすい事業を実施することが必要です。

ウ 子どもの健全育成

放課後児童クラブについては、年々登録児童数が増加しており、ニーズ調査における就学前児童の利用希望も高い値となっていることを踏まえて、仕事と子育ての両立を支え、子育てを支援するための学齢期における保育サービスとして、放課後児童クラブの整備が必要です。

また、新制度実施に合わせ、新たに放課後児童クラブの設備及び運営の基準条例を定めましたが、基準を満たすことができない既存クラブがあることから、運営主体からの要望も踏まえ、基準に対応した運営ができるよう支援策を講じる必要があります。

児童館・児童センターについては、小学校区ごとの整備を進めていますが、設置されていない学区の保護者等から早期整備の要望があります。

(2) 母と子どもの健康の確保・増進

産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等が増加しており、関係機関との連携

による切れ目のない支援が求められています。

引き続き、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、虐待の発生予防の観点からも、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

(3) 子どもの教育環境の整備

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を推進するため、認定こども園の普及を図ることが必要です。幼稚園教諭等について、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくためには、学校の教育環境等の整備や家庭や地域の教育力の向上などが必要であり、子どもの教育環境の整備について継続した取組が必要です。

放課後子供教室などの小学生の学び・遊びの場の確保に向けた取組が必要です。

(4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

結婚や出産を経ても働き続ける女性が増えるとともに、母親の就労希望も高まっており、子育てと仕事の両立の実現が求められています。

多様な働き方に対応した保育サービスの提供体制の確保、就学児童の放課後における安全・安心な居場所の確保を進める必要があります。

また、保護者のみならず、企業や社会が長時間労働の見直しや育児休業の取得促進などに積極的に取り組み、男女が共に子ども・子育てに関わる時間を増やし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*11}）を実現することが必要です。

(5) 子ども・子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備

道路交通環境の整備や交通安全、子どもを犯罪等の被害から守る取組など、子育て家庭が暮らしやすい安全な環境の整備について、継続した取組が必要です。

また、公園の遊具の改善等により、子どもたちの遊び場や親子の憩い・ふれあいの場として、より安全で魅力ある生活環境を整備するとともに、乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつ交換で気軽に立ち寄ることができる施設整備を進めるなど、子育てにやさしい環境づくりが必要です。

(6) 特別な支援を必要とする子どもへの取組の推進

ア 児童虐待の防止

児童虐待相談の受理件数は、平成22年（2010年）に200件を超えましたが、平成24年（2012年）以降は、170件台で推移しており、引き続き、関係機関と連携して早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。

* 11 ワーク・ライフ・バランス … 働くすべての人が、「仕事」と育児や介護趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の活動」との調和を図り、その両方を実現させる働き方・生き方。

イ ひとり親家庭への支援

平成2年（1990年）以降，父子家庭の世帯数は横ばいとなっていますが，母子家庭の世帯数は一貫して増加傾向にあります。

ひとり親家庭に対し，きめ細かな福祉サービスを提供しつつ，自立支援を推進していくためには，事業の周知を図るとともに，総合的な支援体制を整えていくことが必要です。

ウ 発達に遅れや障がいがある子どもへの支援

発達に遅れや障がいがある子どもについては，地域で安心して生活できるように，保健・医療・福祉・教育等の連携により，切れ目のない総合的な支援を行うことが必要です。

発達支援保育については，児童数が増加傾向にあり，対応には専門的な知識を必要とすることから，専門知識を有する者による巡回指導や，発達支援保育に対応する職員配置に対する補助などにより，支援を行っていくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手

子どもは、社会の希望であり、未来を創る、かけがえのない大切な存在であり、「子どもの最善の利益」の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

また、子どもの「今」は社会の「未来」であり、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、安心して子育てができるようにするためには、子育てについての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識の下に、市民、地域、企業、行政等社会のあらゆる構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

地域の人々の優しさに包まれて子どもが健やかに育ち、その笑顔がまちにあふれ、保護者は子育てを通して喜びや生きがいを感じ、みんなで子育ての喜びを分かちあうことができる社会の実現を目指して、市は、市民、地域、企業等と力を合わせて子ども・子育て支援を推進します。

2 基本目標

本計画の策定に当たっては、次の3点を基本目標とします。

(1) 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

全ての子どもが健やかに成長していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

子ども一人一人が、かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感をもって育まれるよう、全ての子どもと家庭を対象として、その個性や成長、ニーズに対応した支援を行い、健やかな成長の実現を目指します。

(2) 安心して産み、育てられる環境づくり

世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、出産や子育てに対する不安や負担、孤立感などを和らげる支援が必要です。

妊娠・出産期からの継続的な支援により、親の負担・不安を軽減するとともに、子どもの成長過程や多様なニーズに対応した子育て支援を行い、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができ、親としても成長できるような社会の実現を目指します。

(3) みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

次代の担い手である子どもは、社会の希望であり、市民、地域、企業、行政等社会のあらゆる構成員が、子どもや子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働してそれぞれの役割を果たすことが必要です。

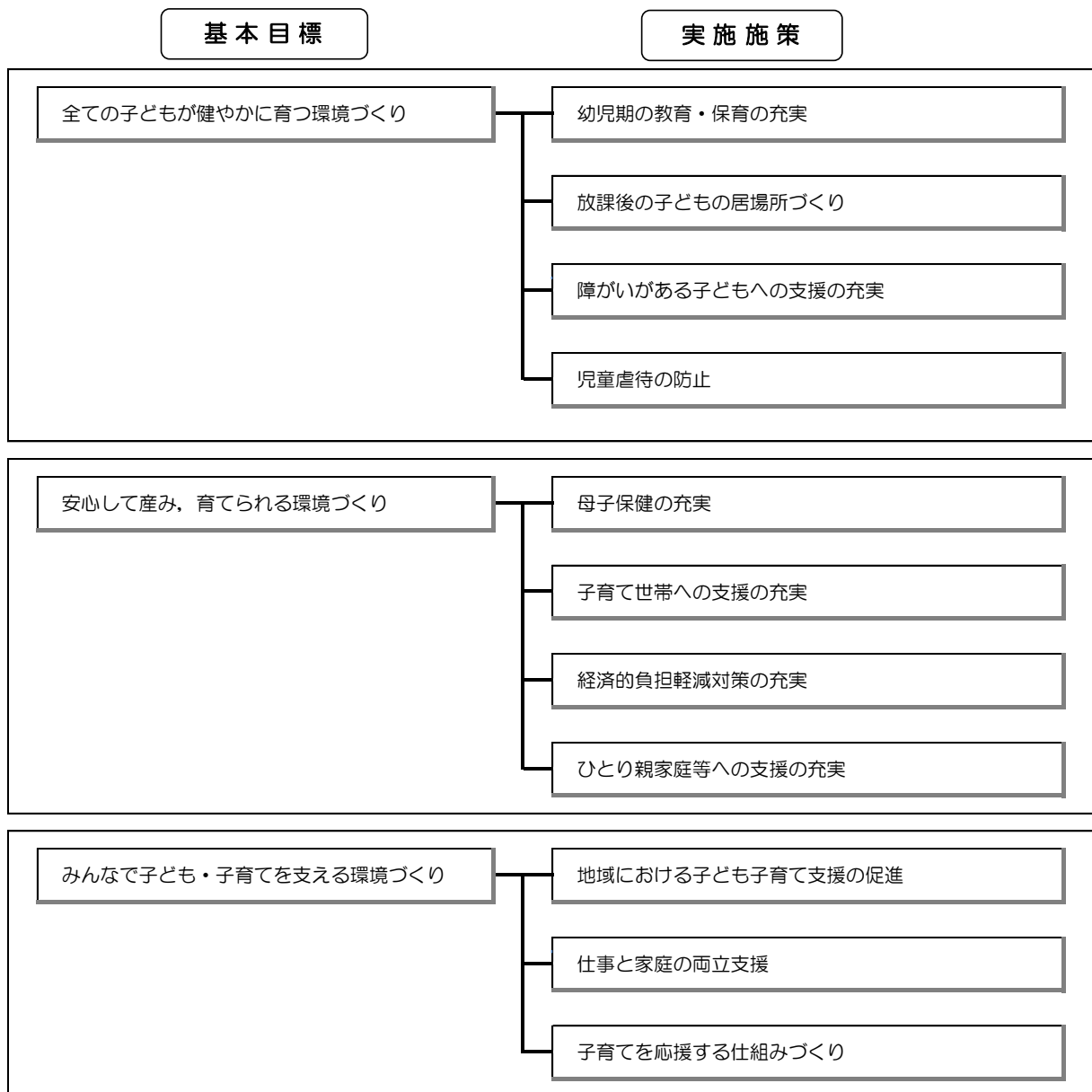
子育て支援の活動を行う個人・団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら、地域及び社会全体で子ども・子育てを支援する社会の実現を目指します。

併せて、子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス実現を目指します。

3 施策の体系

本計画では、基本理念と3つの基本目標を踏まえつつ、次のような体系を構成し、施策を展開します。

施策体系図



第4章 施策の展開

本計画の基本理念「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」の実現のために定めた3つの基本目標を達成するため、施策の展開に取り組みます。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、地域の子どもが教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果・効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定することとされています。

また、量の見込みに対応するために実施しようとする、教育・保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされていることから、教育・保育提供区域の設定内容を次のように定めることとし、量の見込みと提供体制の内容については、それぞれの実施策の項目において記載しています。

(1) 提供区域の設定の考え方

量の見込みと確保方策の策定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、事業ごとに下記のとおり提供区域を設定します。

① 教育・保育

教育・保育については、児童の送迎に園バスや自家用車など交通用具を使用することが多く、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」は広く捉えることが妥当であるため、旧都南村及び旧玉山村の各区域並びに合併前の旧市域を4地区に分割した合計6地区に区分したものを提供区域に設定します。

なお、この区分は、本市において待機児童算出の際の地域区分に使用しているものもあります。

② 延長保育事業

市内の全保育所が事業を実施していることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

③ 一時預かり事業

保護者や子どもが居宅から容易に通える区域とすべきこと、教育・保育施設において事業を実施していることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

④ 地域子育て支援拠点事業

保護者や子どもが居宅から容易に通える区域とすべきこと、保育所併設型の施設があることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

⑤ 放課後児童健全育成事業

小学生が自分の通学する小学校区内にある施設を利用する例がほとんどであることから、小学校区を提供区域に設定します。

⑥ 病児・病後児保育事業

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。

⑨ 妊婦健康診査

健診は市内全域の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

⑪ 養育支援訪問事業

乳児のいる家庭又は養育支援を必要とする家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。

⑫ 利用者支援事業

市内全域の施設やサービスの情報を集約し、利用者支援、連絡調整等を実施することから、市全域を提供区域に設定します。

表 各事業の提供区域

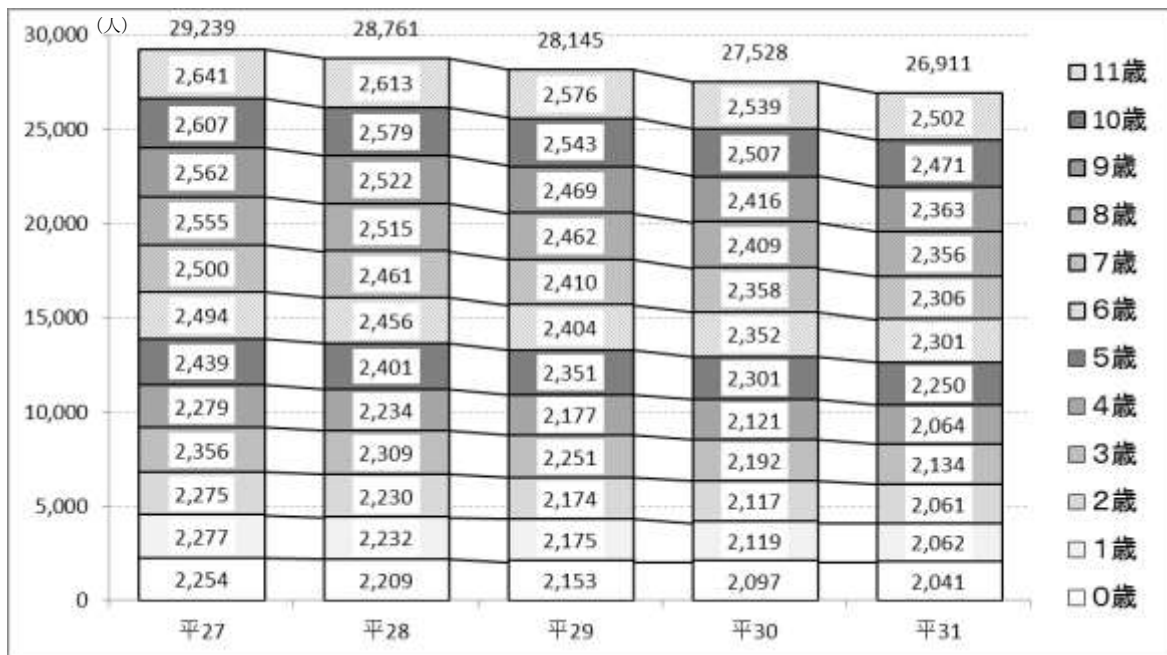
事業		提供区域	
①教育・保育		6区域	河北，河南，厨川， 盛南，都南，玉山
地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	②延長保育事業		
	③一時預かり事業		
	④地域子育て支援拠点事業		
	⑤放課後児童健全育成事業	44区域	小学校区
	⑥病児・病後児保育事業	1区域	市全域
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		
	⑧子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)		
	⑨妊婦健康診査		
	⑩乳児家庭全戸訪問事業		
	⑪養育支援訪問事業		
	⑫利用者支援事業		

【提供区域のイメージ】



＜参考＞ 計画期間中の児童数（推計人口）

盛岡市総合計画における推計人口を基に，計画期間（平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度））中の年度別・年齢別の推計人口を算出すると，下表のとおりとなります。



資料：企画調整課「盛岡市総合計画推計人口」（年度別，年齢別は子ども未来課が算出）

2 基本目標ごとの事業内容

基本目標 1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが重要です。

認定こども園や幼稚園，保育所，放課後児童クラブなどの量と質を確保し，安全で安心して過ごせる居場所として，それぞれの成長に応じた適切な教育・保育が行われよう，研修の充実を図ります。

また，児童虐待や発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもについても適切な対応や支援を一層推進し，全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

- 実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実
- 実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり
- 実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実
- 実施施策(4) 児童虐待の防止

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実

[取組の方向性]

- 子育てをしている人が安心して働くことができるよう，保育ニーズに対応した必要な提供体制を確保し，待機児童の解消を図ります。特に，保育ニーズが多い3歳未満児の入所定員の拡充を図るため，認可保育所の整備等に係る支援や認定こども園の普及，地域型保育事業の導入等を推進します。
- 幼稚園や保育所，認定こども園^{*12}，地域型保育事業^{*13}などにおいて，発達段階に応じた質の高い幼児期の教育・保育が提供されるよう，各種研修を実施し，職員の資質向上を図ります。
- 認定こども園は，幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち，保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ，私立幼稚園に対し，余裕スペースの活用などによる認定こども園への移行を働きかけます。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から，小学校との交流研修会を開催するな

* 12 認定こども園 … 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち，教育・保育を一体的に行う施設です。保護者の就労の有無に関わりなく利用することができます。

* 13 地域型保育事業 … 新制度において，新たに市町村の認可事業とされた，少人数の単位で3歳未満の乳児・幼児を預かる事業。小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育の4つの類型があります。

ど、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

【教育・保育施設】

○認定こども園

認定こども園は、小学校就学前の子どもへの教育や保育，保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設です。

平成27年（2015年）3月現在，私立の認定こども園が6施設（幼保連携型^{*14}4施設，幼稚園型^{*15}2施設）あります。

○幼稚園

幼児にふさわしい環境の中で，幼児の健やかな成長を促すことを目的に，義務教育及びその後の教育の基礎を培うための教育を行う学校です。保護者の就労状況にかかわらず，幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を果たしています。

平成27年（2015年）3月現在，私立の幼稚園が25施設（うち認定こども園6施設（幼保連携型4施設，幼稚園型2施設）），国立幼稚園が1施設，市立幼稚園が4施設あります。

○保育所

保育所は，保護者の就労や病気などのために，家庭において十分に保育することができない児童を保護者にかわって保育することを目的とし，併せて，児童の健やかな成長を促す役割を果たしています。

平成27年（2015年）3月現在，私立の保育所が49施設（うち幼保連携型認定こども園4施設），市立保育所が13施設あります。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
待機児童数（1月1日現在）	↓	310人	0人

[主な取組]

(1) 待機児童の解消（量の確保）

市はこれまで，保育所の新規開設や増築等による定員増，入所円滑化による定員弾力化などにより定員の拡大に取り組んできましたが，いまだ待機児童の解消には至っておらず，特に3歳未満児に待機児童が多いことが課題となっています。

* 14 幼保連携型認定こども園 … 認可幼稚園と認可保育園とが連携して一体的な運営を行うことにより，認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園。

* 15 幼稚園型認定こども園 … 認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど，保育園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園。

子ども・子育て支援において最優先の課題である待機児童の解消については、これまでの取組に加え、認定こども園の一層の普及、地域型保育事業の導入などに取り組み、平成27年度（2015年度）には年度当初の待機児童解消、平成29年度（2017年度）末までには年間の待機児童解消を目指します。

確保方策① 保育所の新設・改修

保育所の新設や改修などを希望する事業者との協議を進め、施設整備に係る財政支援などを行い、定員の拡充を図ります。

確保方策② 認定こども園の普及

地域の状況や必要性などを考慮し、その普及に取り組みます。特に、3歳未満児の待機児童の解消を図るため、私立幼稚園からの移行について働きかけや助言を行います。

確保方策③ 地域型保育事業の導入【新規】

待機児童が多い3歳未満児を対象としていることから、保育の質の確保を図るとともに、卒園後の継続した保育が可能となるよう、連携施設を確保した地域型保育事業の導入を進めます。

確保方策④ 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援【拡充】

認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対し、移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行うほか、国の補助制度の活用による財政的な支援などを行います。

確保方策⑤ 保育士の確保【拡充】

保育の担い手である保育士確保するため、職員給与の改善等の処遇改善に取り組むとともに、国が策定した「保育士確保プラン^{*16}」を踏まえ、岩手県保育士・保育所支援センターや指定保育士養成施設等の関係機関と連携を図りながら、人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善等の取組を進めます。

* 16 保育士確保プラン … 国において、地方公共団体の計画を踏まえ、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成・再就職支援等の工程表をプランとして策定したもの。

[待機児童解消に向けた工程表]

調整中

教育・保育の必要な量の見込みと確保方策

計画期間における必要な量の見込みと確保方策は、次ページ以降のとおりです。

【用語解説】

1号認定子ども	満3歳以上で就学前の保育の必要がない子ども。 主な利用施設は、幼稚園、認定こども園。
2号認定子ども	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。 主な利用施設は、保育園、認定こども園。
3号認定子ども	満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども。 主な利用施設は、保育園、認定こども園、地域型保育事業。

① 市全域（各地区の合計）

平成26年（2014年）4月現在，私立認定こども園6施設，私立幼稚園25施設，国立幼稚園1施設，市立幼稚園4施設，私立保育所49施設，市立保育所13施設があります。

※ 認定こども園については，それぞれ私立幼稚園，私立保育所としてもカウントしています。

1号認定子どもの量の見込みに対しては，計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては，計画期間を通して提供体制に不足を生じますが，「幼稚園希望」の子どもについては，幼稚園の利用が想定されることから，1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みに対しては，現在の提供体制を上回ることから，保育所の新設や認定こども園の普及，地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

なお，提供体制の確保については，提供区域ごとの確保を基本としつつ，他地区の施設利用も考慮し，市全域で過剰にならないよう調整します。

（単位：人）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
1号	量の見込み(①)	2,316		2,231		2,135		2,045		1,954	
	確保方策(②)	3,656		3,656		3,656		3,656		3,656	
	特定教育・保育施設	1,016		1,306		1,946		2,721		3,178	
	確認を受けない幼稚園	2,640		2,350		1,710		935		478	
	差(②-①)	1,340		1,425		1,521		1,611		1,702	
2号	量の見込み(③)	4,382		4,352		4,295		4,239		4,179	
	幼稚園希望	1,081		1,074		1,060		1,046		1,032	
	上記以外	3,301		3,278		3,235		3,193		3,147	
	確保方策(④)	3,760		3,793		3,811		3,856		3,829	
	特定教育・保育施設	3,760		3,793		3,811		3,856		3,829	
	差(④-③)	△622		△559		△484		△383		△350	
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	817	2,294	819	2,280	813	2,254	807	2,228	804	2,197
	確保方策(⑥)	611	1,834	648	1,908	708	2,010	743	2,080	808	2,197
	特定教育・保育施設	611	1,834	630	1,872	690	1,974	725	2,044	790	2,161
	地域型保育事業	0	0	18	36	18	36	18	36	18	36
	差(⑥-⑤)	△206	△460	△171	△372	△105	△244	△64	△148	4	0
	保育利用率	45.7%		46.5%		47.2%		47.9%		48.7%	

② 河北地区

平成26年（2014年）4月現在、私立認定こども園3施設、私立幼稚園12施設、市立幼稚園1施設、私立保育所13施設、市立保育所2施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、平成29年度（2017年度）まで提供体制に不足を生じますが、平成30年度（2018年度）以降は提供体制が確保できる見込みです。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
1号	量の見込み(①)	798	769	736	705	673					
	確保方策(②)	1,219	1,219	1,219	1,219	1,219					
	特定教育・保育施設	250	250	520	925	1,177					
	確認を受けない幼稚園	969	969	699	294	42					
	差(②-①)	421	450	483	514	546					
2号	量の見込み(③)	907	900	888	876	865					
	幼稚園希望	224	222	219	216	214					
	上記以外	683	678	669	660	651					
	確保方策(④)	880	880	880	880	880					
	特定教育・保育施設	880	880	880	880	880					
	差(④-③)	△27	△20	△8	4	15					
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	196	555	196	559	196	542	194	536	193	529
	確保方策(⑥)	135	428	147	452	167	492	177	512	187	532
	特定教育・保育施設	135	428	135	428	155	468	165	488	175	508
	地域型保育事業	0	0	12	24	12	24	12	24	12	24
	差(⑥-⑤)	△61	△127	△49	△107	△29	△50	△17	△24	△6	3
	保育利用率	45.7%		46.5%		47.2%		47.9%		48.7%	

[各年度の追加確保方策]

（単位：人）

年度	内容	2号	3号	
			0歳	1・2歳
平成27年度	地域型保育事業の実施(2か所)	0	12	24
平成28年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	20	40
平成29年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	10	20
平成30年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	10	20

③ 河南地区

平成26年（2014年）4月現在、私立幼稚園2施設、国立幼稚園1施設、私立保育所7施設、市立保育所1施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、認定こども園の普及などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
1号	量の見込み(①)	191	184	176	169	161					
	確保方策(②)	306	306	306	306	306					
	特定教育・保育施設	0	60	60	60	190					
	確認を受けない幼稚園	306	246	246	246	116					
	差(②-①)	115	122	130	137	145					
2号	量の見込み(③)	589	585	577	570	562					
	幼稚園希望	145	144	142	141	139					
	上記以外	444	441	435	429	423					
	確保方策(④)	447	447	447	447	447					
	特定教育・保育施設	447	447	447	447	447					
	差(④-③)	△142	△138	△130	△123	△115					
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	110	305	110	301	109	302	108	298	108	294
	確保方策(⑥)	96	257	96	257	96	257	96	257	106	277
	特定教育・保育施設	96	257	96	257	96	257	96	257	106	277
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差(⑥-⑤)	△14	△48	△14	△44	△13	△45	△12	△41	△2	△17
	保育利用率	45.8%		46.4%		47.2%		47.9%		48.7%	

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

年度	内容	2号	3号	
			0歳	1・2歳
平成30年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	10	20

④ 厨川地区

平成26年（2014年）4月現在、私立認定こども園3施設、私立幼稚園5施設、私立保育所9施設、市立保育所4施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、保育所の新設や認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
1号	量の見込み(①)	366		352		337		323		309	
	確保方策(②)	541		541		541		541		541	
	特定教育・保育施設	401		401		466		466		541	
	確認を受けない幼稚園	140		140		75		75		0	
	差(②-①)	175		189		204		218		232	
2号	量の見込み(③)	1,017		1,010		997		984		969	
	幼稚園希望	251		249		246		243		239	
	上記以外	766		761		751		741		730	
	確保方策(④)	883		883		883		928		928	
	特定教育・保育施設	883		883		883		928		928	
	差(④-③)	△134		△127		△114		△56		△41	
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	174	485	175	479	173	481	172	475	171	468
	確保方策(⑥)	146	417	152	429	162	449	177	479	177	479
	特定教育・保育施設	146	417	146	417	156	437	171	467	171	467
	地域型保育事業	0	0	6	12	6	12	6	12	6	12
	差(⑥-⑤)	△28	△68	△23	△50	△11	△32	5	4	6	11
	保育利用率	45.7%		46.4%		47.2%		47.9%		48.6%	

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

年度	内容	2号	3号	
			0歳	1・2歳
平成27年度	地域型保育事業の実施(1か所)	0	6	12
平成28年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	10	20
平成29年度	認可保育所の新設(1か所)	45	15	30

⑤ 盛南地区

平成26年（2014年）4月現在、私立幼稚園3施設、市立幼稚園2施設、私立保育所9施設、市立保育所1施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから、保育所の新設や認定こども園の普及、地域型保育事業などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
1号	量の見込み(①)	478	461	441	422	404					
	確保方策(②)	765	765	765	765	765					
	特定教育・保育施設	75	75	75	445	445					
	確認を受けない幼稚園	690	690	690	320	320					
	差(②-①)	287	304	324	343	361					
2号	量の見込み(③)	750	745	736	726	716					
	幼稚園希望	185	184	182	179	177					
	上記以外	565	561	554	547	539					
	確保方策(④)	574	607	652	652	652					
	特定教育・保育施設	574	607	652	652	652					
	差(④-③)	△176	△138	△84	△74	△64					
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	158	436	158	438	156	434	155	429	155	423
	確保方策(⑥)	120	316	129	334	144	364	154	384	154	384
	特定教育・保育施設	120	316	129	334	144	364	154	384	154	384
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差(⑥-⑤)	△38	△120	△29	△104	△12	△70	△1	△45	△1	△39
	保育利用率	45.7%		46.5%		47.1%		47.9%		48.7%	

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

年度	内容	2号	3号	
			0歳	1・2歳
平成27年度	認可保育所の新設(1か所)	33	9	18
平成28年度	認可保育所の新設(1か所)	45	15	30
平成29年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	10	20

⑥ 都南地区

平成26年（2014年）4月現在，私立幼稚園3施設，私立保育所6施設，市立保育所5施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては，計画期間を通して提供体制に不足を生じますが，「幼稚園希望」の子どもについては，幼稚園の利用が想定されることから，1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みが提供体制を上回ることから，認定こども園の普及などにより提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
1号	量の見込み(①)	458		441		422		404		386	
	確保方策(②)	755		755		755		755		755	
	特定教育・保育施設	220		450		755		755		755	
	確認を受けない幼稚園	535		305		0		0		0	
	差(②-①)	297		314		333		351		369	
2号	量の見込み(③)	871		866		854		843		831	
	幼稚園希望	215		214		211		208		205	
	上記以外	656		652		643		635		626	
	確保方策(④)	775		775		748		748		721	
	特定教育・保育施設	775		775		748		748		721	
	差(④-③)	△96		△91		△106		△95		△110	
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	155	445	156	437	155	429	154	424	153	418
	確保方策(⑥)	86	330	96	350	111	362	111	362	156	439
	特定教育・保育施設	86	330	96	350	111	362	111	362	156	439
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差(⑥-⑤)	△69	△115	△60	△87	△44	△67	△43	△62	3	21
	保育利用率	45.7%		46.5%		47.2%		48.0%		48.7%	

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

年度	内容	2号	3号	
			0歳	1・2歳
平成27年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	10	20
平成28年度	認可定員の変更	△27	15	12
平成30年度	私立幼稚園の認定こども園移行(1か所)	0	20	45
	認可定員の変更	△27	25	32

⑦ 玉山地区

平成26年（2014年）4月現在，市立幼稚園1施設，私立保育所5施設があります。

2号認定子どもの量の見込みに対しては，計画期間を通して提供体制に不足を生じますが，「幼稚園希望」の子どもについては，幼稚園の利用が想定されることから，1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

1号認定子どもの提供体制に不足を生じますが，2号認定子どもの提供体制と併せて対応します。

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
1号	量の見込み(①)	25	24	23	22	21					
	確保方策(②)	70	70	70	70	70					
	特定教育・ 保育施設	70	70	70	70	70					
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0					
	差(②-①)	45	46	47	48	49					
2号	量の見込み(③)	248	246	243	240	236					
	幼稚園希望	61	61	60	59	58					
	上記以外	187	185	183	181	178					
	確保方策(④)	201	201	201	201	201					
	特定教育・ 保育施設	201	201	201	201	201					
	差(④-③)	△47	△45	△42	△39	△35					
3号	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	24	68	24	66	24	66	24	66	24	65
	確保方策(⑥)	28	86	28	86	28	86	28	86	28	86
	特定教育・ 保育施設	28	86	28	86	28	86	28	86	28	86
	地域型保育 事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差(⑥-⑤)	4	18	4	20	4	20	4	20	4	21
	保育利用率	45.8%		46.2%		46.9%		47.9%		48.9%	

(2) 幼児期の教育・保育の充実

認定こども園や幼稚園、保育所などそれぞれの施設・事業の特性を生かしながら、質の高い幼児期の教育・保育の提供を図ります。

また、各施設との連携を密にし、新制度への円滑な移行、安定的な運営が図られるよう支援を行うとともに、職員給与の改善等の処遇改善などにも取り組みます。

○認定こども園

私学振興の観点から私学振興補助金を継続するとともに、認定こども園化により必要となる保育士資格の取得支援により保育の質の向上に取り組みます。

○幼稚園

私学の振興の観点から、幼稚園就園奨励費補助金及び私学振興補助金について、継続して実施します。

○保育所

施設の健全かつ円滑な運営の確保を図るため、運営事業補助金を継続して実施します。増加傾向にある保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら定員の拡充を行います。

○設備及び運営の基準について

新制度において、市が認可を行うこととなる幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例において、保育の質の確保・向上を図るため、職員配置や設備について、国の基準を上回る基準を定めています。

【 基準の一例】

・ 幼保連携型認定こども園

乳児室の面積基準 3.3㎡/人以上（国基準：1.65㎡/人以上）

・ 地域型保育事業

家庭的保育事業等における家庭的保育者を市町村長が行う研修を修了した保育士に限定。（国基準：保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者も可。）

小規模保育B型における保育に従事する職員のうち3分の2以上を保育士とする。（国基準：2分の1上を保育士とする。）

また、保育の必要性認定において、保護者の就労形態に幅広く対応するため、就労の下限時間を従来の60時間から48時間に変更しています。

○各種研修の実施による教育・保育の質の向上

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修など各種研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。

(3) 認可外保育施設への指導・支援

認可外保育施設において、適切な保育の実施、運営が図られるよう継続的に指導・助言を行います。

認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する場合には、移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行うほか、国の補助制度の活用による財政的な支援などを行います。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

子どもの生活や発達の一貫性を踏まえて、小学校との円滑な連携・接続を図り、一貫性のある教育・保育を提供するため、幼稚園や保育所、認定こども園の子どもと小学校の児童との交流を進めるとともに、子どもの実態や指導方法等について情報共有や相互理解を深める交流研修会の開催などの支援に取り組みます。

(5) 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの提供

ア 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を行う事業です。

延長保育は、保育所に入所している児童を対象としており、現在、市内の全ての保育所で1時間もしくは2時間の延長保育を実施し、希望する保護者のニーズに対応して実施しています。

計画期間の量の見込みは、保育所の定員数に対して約30パーセント程度（現在は約15パーセント）のニーズとなっており、今後も職員体制の整備を図りながら、保護者のニーズに的確に対応していきます。

延長保育事業における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①河北地区	利用人数	195	469	462	454	452	449
②河南地区	利用人数	179	252	254	255	251	247
③厨川地区	利用人数	173	402	406	400	399	394
④盛南地区	利用人数	223	368	366	366	360	357
⑤都南地区	利用人数	126	369	368	364	360	354
⑥玉山地区	利用人数	43	65	62	59	55	55
計(市全域)	利用人数	939	1,925	1,918	1,898	1,877	1,856

※利用人数は、延長保育を希望する利用者数。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望する者を対象に保育を行う事業であり、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、新たに「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施します。

幼稚園における預かり保育は、入園している児童を主な対象とするものであり、現在、市内29箇所の幼稚園で希望する保護者のニーズに対応しています。

計画期間の量の見込みは、幼稚園の定員数に対して約30パーセント程度のニーズとなっており、今後も職員体制の整備を図りながら、保護者のニーズに的確に対応していきます。

一時預かり事業（幼稚園型）における必要な量の見込み

（単位：人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①河北地区	延利用人数	58,963	56,986	56,092	56,112	55,833
②河南地区	延利用人数	30,890	31,568	31,660	31,009	30,442
③厨川地区	延利用人数	49,390	50,528	49,211	49,327	48,400
④盛南地区	延利用人数	45,996	45,204	45,388	44,440	44,062
⑤都南地区	延利用人数	45,860	45,891	45,527	44,827	43,849
⑥玉山地区	延利用人数	9,029	8,347	7,716	6,821	6,722
計（市全域）	延利用人数	240,128	238,524	235,594	232,536	229,308

※延利用人数は、「一時預かりを希望する利用者数×利用希望日数」。

ウ 病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業であり、現在、市内3箇所で実施しています。

計画期間の量の見込みは、年間の受入可能数（約4,320人（定員6人×3施設×約240日））からみると、量の見込に対応できる提供体制を確保していますが、時期により利用できない子どもが発生していることや平成25年（2013年）12月に実施した「子ども・子育てにかかるニーズ調査」において「自宅の近くに病児保育施設がほしい」という声が寄せられています。今後は、病児保育の定員枠拡大等について、地域的なバランスと利用のしやすさを考慮しながら、ファミリー・サポート・センター事業との連携を含めて、今後のあり方について検討を進め、その結果を踏まえて関係機関に働きかけを行います。

病児・病後児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における必要な量の見込み

（単位：人）

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	延利用人数	2,067	2,344	2,322	2,307	2,281	2,253

エ 利用者支援事業【新規】

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所や一時預かり事業、幼稚園預かり保育など個別のニーズに合った保育サービスの情報を提供し、保育サービスを円滑に利用できるよう支援します。（⇒P.73に再掲）

実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり

[取組の方向性]

- ▶ 子どもたちが心身ともに健やかに育ち、安全・安心に過ごせるよう、児童館や児童センター*17、放課後児童クラブ*18、放課後子供教室*19それぞれの事業の特性を生かしながら、地域の拠点となる子どもの居場所づくりと環境整備を進めます。
- ▶ 放課後児童支援員等*20の人材育成に取り組むほか、放課後児童クラブの安定的な運営を支援します。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
放課後児童クラブを利用できなかった児童数	↓	40人	0人
放課後子供教室の実施箇所数	↑	5箇所	__箇所

[主な取組]

共働き家庭の児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりと共に、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を講じることが求められており、国が策定した「放課後子ども総合プラン*21」（以下「総合プラン」という。）においては、小学校の余裕教室を活用し、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に実施することを目指しています。

市においては、一部の地区で実施されている放課後子供教室や小学校区単位で整備を進めている児童館・児童センター、保護者会・社会福祉法人等が運営する放課後児童クラブなどの多様な取組内容を踏まえ、今後も引き続き施設整備・人材育成などの支援や環境づくりに努めていきます。

* 17 児童館・児童センター … 主に小学生が楽しく安全に放課後を過ごすための施設であり、児童厚生員や専門の講師が遊びなどを指導します。

* 18 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） … 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

* 19 放課後子供教室 … 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

* 20 放課後子ども総合プラン … 文部科学省と厚生労働省が協力して、一体型を中心とした放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとして策定されたプランです。

* 21 放課後児童支援員 … 放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う必置の職員で、保育士や社会福祉士の資格を有する者をいう。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）

ア 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、新たに条例で定めた設備等の基準を満たすことができないクラブや小学校区内にクラブが設置されていない未設置学区やがあります。

クラブの新設や移転・分割を行う際には、総合プランを踏まえて学校の余裕教室などを活用し、計画期間内の整備を目指します。

○設備及び運営の基準を満たすことができない放課後児童クラブ

平成26年度に既存のクラブを調査したところ、設備の基準（児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上）を満たすことができないクラブが7クラブ、集団の規模の基準（おおむね40人以下）を満たすことができないクラブが4クラブありました。

これらのクラブについては、運営主体と十分協議をしながら、その要望を踏まえて支援方策を検討し、小学校の余裕教室の積極的な活用などを図りながら、計画期間内に基準を満たすことができるよう支援に努めます。

また、毎年度、登録児童の状況を確認し、基準を満たさないクラブが生じた場合は、基準を満たせない状況が継続する可能性について適切に判断した上で、整備の必要性を検討し、環境整備に努めます。

計画期間の量の見込みは、徐々に増加する傾向にあり、既存クラブの移転や分割などを支援しながら、環境整備に努めます。

放課後児童健全育成事業における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成26年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	利用人数	1,976	2,105	2,204	2,305	2,410	2,521

○未設置学区

未設置学区は16箇所あり、全児童数が100人未満の小規模学校区が5箇所、他学区の放課後児童クラブの利用実績がある学区が4箇所、利用実績がない学区が7箇所となっています。

未設置学区については、希望者の状況や今後の就学児童数の推移、近隣の放課後児童クラブ、児童館・児童センターの設置・利用状況等を踏まえて、設置の必要性を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講じます。

イ 人材の育成、運営支援

放課後児童支援員等の資質向上を図る研修の実施に引き続き取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を支援するため、実施場所の家賃を負担するクラブへの家賃加算を継続するほか、障がい児の受け入れや小規模クラブの職員配置などへの財政支援の充実に努めます。

(2) 放課後子供教室推進事業

総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一層の拡充に努めるため、事業の実施にあたっては、学校施設や他の公共施設の活用について計画的な調整を行い、実情に応じて一体的または連携による事業に発展するよう努めます。

(3) 児童館管理運営事業

児童館・児童センターの設置箇所数（39館2分室）は、中核市トップクラスにあり、地域の拠点として、その優位性を活かしながら児童の健全育成を図ります。

小学校区単位での整備を進めていますが、未設置となっている小学校区への整備や利用児童の増加が見込まれる施設等の拡充については、現在の利用状況や児童数の推移などを踏まえて検討を行い、小学校施設の活用などを含めて計画的な整備を図ります。

また、地域における児童の健全育成を図るため、児童館や児童センターを活動拠点とした母親クラブの活動について引き続き支援を行います。

実施施策(3) 障がいがある子どもへの支援の充実

[取組の方向性]

- 障がいがある子どもについて、早期の気づき・支援につなげるため、乳幼児総合審査の充実を図るとともに、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるよう身近な地域での相談体制の充実に努めます。
- 保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、幼児期、学齢期等において切れ目のない支援が行われるよう、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター*²²や発達障がい者支援センター*²³との連携を密にして、支援体制の整備に努めます。
- 発達障がいを含む障がいがある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図るとともに、一人一人の希望に応じた適切な支援を行います。
- 特別な教育的支援を要する児童生徒については、障がいの状態に応じて適切な教育支援を行います。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
乳幼児総合診査が療育につながった子どもの割合	↑	96.3%	98.0%

[主な取組]

(1) 乳幼児総合診査事業*²⁴

乳児健診や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を引き続き実施することにより、発達上の心配があり支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

乳幼児総合診査において、発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し支援を行います。

* 22 児童発達支援センター（盛岡市立ひまわり学園） … 児童福祉法に基づく、発達に遅れのある子どもの通園施設です。

遊びや運動、ことばなど日常生活及び社会生活に必要な発達支援を目的としています。

* 23 発達障がい者支援センター（岩手県発達障がい者支援センター（通称 ウィズ）） … 発達障害者支援法に基づき、発達障がい者（児）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関であり、発達障がいのある方、家族、関係機関等に対し、医療機関や地域の相談機関、支援機関と連携し、生活に関する様々な相談を行います。

* 24 乳幼児総合診査事業（もりっこ健診） … 発育や発達に心配のある就学前の児童に対し、専門の医師や心理相談員などが育児や療育のアドバイスを行い、健やかな成長が遂げられるよう支援する健診です。

図● 乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）



(2) 障がい児個別支援ファイル作成事業【新規】

特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージごとに支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。

(3) 障がい児通所支援施設の整備

障がいがある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援施設（ひまわり学園）の施設整備について「盛岡市障がい福祉計画」に定め、計画に沿った取組を進めるよう支援を行います。

(4) 発達支援保育事業

発達支援が必要とされる児童について、お試し保育^{*25}や発達支援保育入所審査会^{*26}を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などにより集団保育を行うことによって、児童の健全な成長を図ります。

また、発達支援保育を行っている保育所に対し、専門的な知識・経験を有する者による巡回指導などの支援を行います。

(5) 特別支援教育事業

小中学校の通常学級に在籍している、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）^{*27}や学習障がい（LD）^{*28}、高機能自閉症^{*29}が認められる児童生徒等に対し、学校への支援員の配置や特別支援教育チーム委員による巡回相談など教育的支援体制の整備を図ります。

* 25 お試し保育 … 発達支援保育に先立ち、事前に発達を支援する保育の必要性や集団での保育が可能かどうかを確認するため、保育所で実施する3日程度の保育を行います。

* 26 発達支援保育入所審査会 … 発達支援が必要とされる児童について、保育所への入所の可否その他の事項を審議するための審査会。

* 27 注意欠陥・多動性障がい（ADHD） … 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

* 28 学習障がい（LD） … 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものをいいます。

* 29 高機能自閉症 … 3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

実施施策(4) 児童虐待の防止

[取組の方向性]

- 虐待の発生予防や早期発見，早期対応等のために，岩手県福祉総合相談センターとの連携強化を図るとともに，子どもの養育相談や盛岡市要保護児童対策地域協議会^{*30}の取組の強化を図ります。
- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携，乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて，妊娠や出産，育児期において，養育支援を必要とする子どもや妊婦がいる家庭の早期把握に努め，適切な支援につなげます。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
児童虐待相談が解決した割合	→	57.5%	57.5%
児童虐待の実相談件数	→	178件	178件

[主な取組]

(1) 児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）

盛岡市要保護児童対策地域協議会と連携して，養育の悩みを抱える家庭の解決支援を図るとともに，児童虐待の防止・早期発見に取り組みます。

(2) 家庭相談員活動事業

窓口や電話での相談のほか，必要に応じて家庭訪問を行うなど，家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行います。

市内の児童虐待相談は，岩手県福祉総合相談センターにも寄せられているため，日頃から連携を密にして情報の共有を図り，児童虐待の防止，早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】

育児の孤立化を防止し，児童虐待の発生予防にも資する取組として，生後4か月を迎えるまでの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組みます。（⇒ P. 67参照）

* 30 要保護児童対策地域協議会 … 要保護児童等の早期発見や適切な保護等を図ることを目的とし，情報等の共有，連携・協力により適切な支援を行うため，保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関で構成する連絡会議。

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをします。

計画期間の量の見込みは、直近5年間の訪問実績がおおむね横ばいであったことから、平成25年度の実績ベース（248人）で見込んでおり、今後も保健師等の訪問により適切に対応していきます。

養育支援訪問事業における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	延訪問人数	248	250	250	250	250	250

(5) 通告義務・通告先の周知，地域における見守り

児童虐待の防止や通告義務・通告先の認知率向上のため、より広く効果的な広報啓発に努めます。

民生・児童委員や関係機関などと連携を図り、効果的な情報の提供と共有を行い、地域における見守りの充実に努めます。

(6) 子育て世代包括支援センター事業【新規】

子育て世代の支援を行うワンストップ拠点を整備し、保健師等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を実施します。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。（⇒P. 68参照）

基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます。

- 実施施策(1) 母子保健の充実
- 実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実
- 実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実
- 実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実

実施施策(1) 母子保健の充実

[取組の方向性]

- 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。
- 児童虐待の発生予防の観点を含め、育児不安・育児ストレス等、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上に努めます。
- 妊娠、出産、子育てとそれぞれの段階に応じた支援の連携を図り、切れ目のない支援を進めます。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となる小児医療体制の充実を図ります。
- 感染症の発症や拡大を防止するため、予防接種の接種率の向上を図ります。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
妊婦健康診査受診率	→	96.3%	96.3%
3歳児健康診査受診率	↑	85.9%	86.0%
乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合	↑	45.6%	100.0%

[主な取組]

(1) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。

計画期間の量の見込みは下表のとおりであり、平成25年度（2013年度）の実績が利用人数2,633人、延利用回数31,110回となっていることから、現行の体制により対応していきます。

妊婦健康診査事業における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	利用人数	2,633	2,479	2,430	2,368	2,307	2,245
	延健診回数	31,110	27,769	27,215	26,525	25,835	25,145

(2) 乳児家庭全戸訪問事業【拡充】

子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するほか、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問します。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市の保健師及び非常勤助産師が訪問し、人員体制の不足から平成25年度（2013年度）の訪問割合は45.6%となっていますが、平成27年度から訪問する非常勤職員を1名増員し人員体制の充実を図るほか、在宅保健師等への委託により、平成29年度（2017年度）の訪問割合100%を目指します。

乳児家庭全戸訪問事業における必要な量の見込みと確保方策

(単位：人)

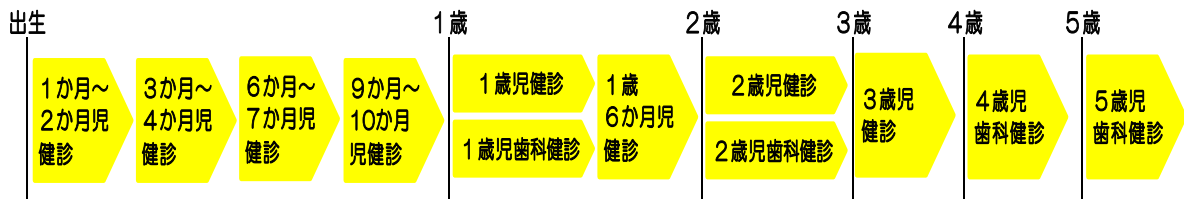
区分			平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	量の見込み	訪問人数	1,118	2,254	2,209	2,153	2,097	2,041
	確保方策		実施体制：保健師、非常勤助産師、在宅保健師等 実施機関：盛岡市（直営）					

(3) 乳幼児健康診査事業

乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見し適切な支援・指導を行います。

また、3歳児健康診査の二次健診について、集団検診時の受診勧奨や未受診者へのお知らせなどを行い、受診率の向上を図ります。

図 乳幼児健康診査の体系

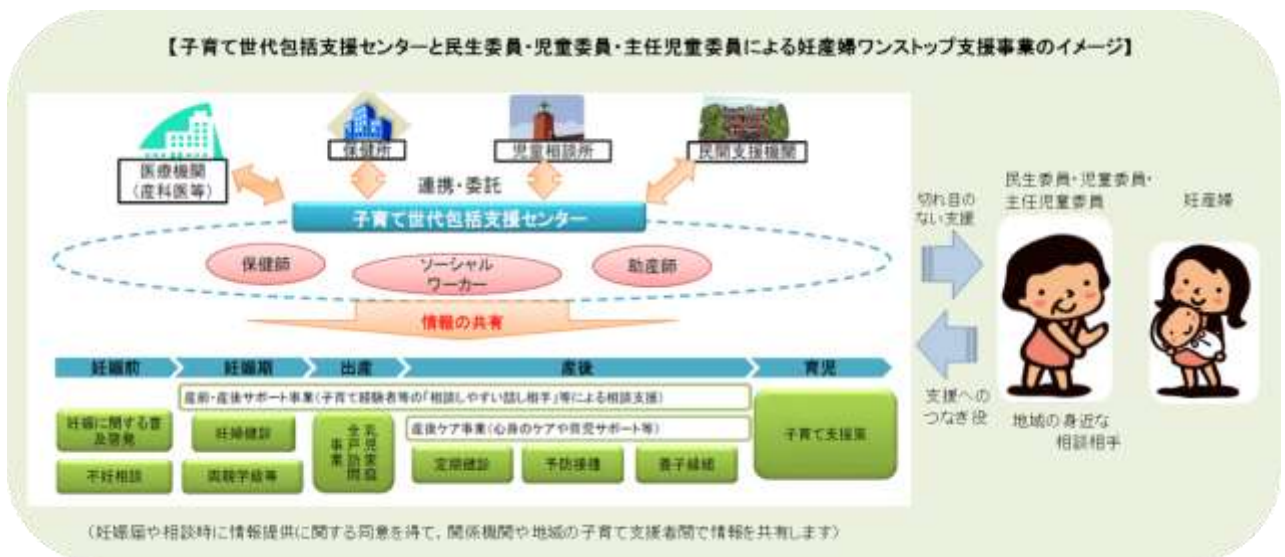


(4) 子育て世代包括支援センター事業【新規】

子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の設置について平成27年度（2015年度）に検討し、保健師等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。

さらに、住民の様々な福祉相談・支援のボランティアとして活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が、産前・産後や子育てについて、気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減します。

図● 子育て世代包括支援センターのイメージ



(5) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となるものであることから、特に小児救急医療の充実・確保について積極的に進めます。

(6) 予防接種事業

乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行います。また、小学校就学前の乳幼児を対象にインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を引き続き助成します。

(7) 食育の推進

発達段階に応じて子どもたちや親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小中学校等においても給食を通じ、食への理解と関心を高める取組を行います。

実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実

[取組の方向性]

- 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。
- 子ども及びその保護者または妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を行います。
- さまざまな子育て支援事業の担い手を育成するため、高齢者や育児経験豊かな主婦、子育て支援活動に取り組んでいる人を対象として「子育て支援員（仮称）」の養成などに取り組みます。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	19.2%	15.0%
市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	17.0%	40.0%

[主な取組]

(1) 地域子育て支援拠点事業【拡充】

親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助，子育て情報の提供，講座の実施，子育てサークルへの支援等を行い，子育ての不安感等を緩和し，子どもの健やかな育ちを支援します。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで，現在，盛南地区を除く市内10施設（地域子育て支援センター（保育所併設）8施設，つどいの広場2施設）で実施しており，平成25年度実績は9施設で延べ利用人数が73,343人，1施設当たり約8,149人が利用しています。

既存施設の地域子育て支援機能の充実に努めるとともに，子育て世帯が多い盛南地区については平成29年度（2017年度）を目途に地域子育て支援拠点の整備するほか，保護者のニーズに応じ，地域子育て支援拠点を整備します。

地域子育て支援拠点事業における必要な量の見込みと確保方策

(単位：人，箇所)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①河北地区							
量の見込み	延利用人数	19,698	22,728	22,068	20,892	19,992	19,116
確保方策	箇所数	2	2	2	2	2	2
②河南地区							
量の見込み	延利用人数	28,006	12,540	12,024	11,616	11,112	10,632
確保方策	箇所数	3	3	3	3	3	3
③厨川地区							
量の見込み	延利用人数	18,392	19,932	19,152	18,516	17,724	16,944
確保方策	箇所数	2	2	2	2	2	2
④盛南地区							
量の見込み	延利用人数	0	17,976	17,424	16,728	16,008	15,300
確保方策	箇所数	0	0	0	1	1	1
⑤都南地区							
量の見込み	延利用人数	3,707	18,144	17,340	16,536	15,816	15,120
確保方策	箇所数	1	2	2	2	2	2
⑥玉山地区							
量の見込み	延利用人数	3,540	2,784	2,652	2,568	2,472	2,352
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1	1
計(市全域)							
量の見込み	延利用人数	73,343	96,888	93,312	89,424	85,596	81,816
確保方策	箇所数	9	10	10	11	11	11

(2) 一時預かり事業

保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が一時的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育し、保護者の心理的・身体的負担を緩和します。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市内15施設で実施しており、年間の受入可能数（約13,050人（3人×15施設×約290日））からみると、量の見込に対応できる提供体制を確保していることから、現行の体制により対応していきます。

一時預かり事業における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①河北地区	延利用人数	619	2,271	2,119	1,958	1,829	1,699
②河南地区	延利用人数	1,786	1,225	1,164	1,097	1,014	937
③厨川地区	延利用人数	480	1,952	1,857	1,728	1,615	1,491
④盛南地区	延利用人数	508	1,785	1,677	1,575	1,458	1,351
⑤都南地区	延利用人数	1,383	1,792	1,684	1,568	1,453	1,339
⑥玉山地区	延利用人数	125	309	279	253	224	207
計(市全域)	延利用人数	4,901	9,643	9,059	8,432	7,817	7,231

(3) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者（依頼会員）と当該援助を行いたい者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ります。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市内1箇所で開催しており、平成25年度（2013年度）の実績は提供会員200人に対し、延べ利用人数が4,118人となっています。今後、提供会員一人当たりの従事回数が増（年間約21回から約22回に増）や提供会員の増員（200人から215人に増員）を図ることにより対応していきます。

ファミリー・サポート・センター事業における必要な量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	延利用人数	4,118	4,351	4,351	4,351	4,351	4,351
	就学前児童	3,158	3,158	3,158	3,158	3,158	3,158
	就学児童	634	867	867	867	867	867
	病児・病後児	326	326	326	326	326	326

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育し、子ども及びその家庭への子育て支援を図ります。

計画期間の量の見込みは下表のとおりで、現在、市内5箇所で開催しており、平成25年度（2013年度）の実績はショートステイが135人、トワイライトステイが8人となっています。事業を行う施設は年間を通じて受入（1日1名の利用と仮定すると365人の受入が可能）しており、今後も、現行の体制により対応していきます。

子育て短期支援事業における必要な量の見込み

○ショートステイ

（単位：人）

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	延利用人数	135	175	174	172	169	167

○トワイライトステイ

（単位：人）

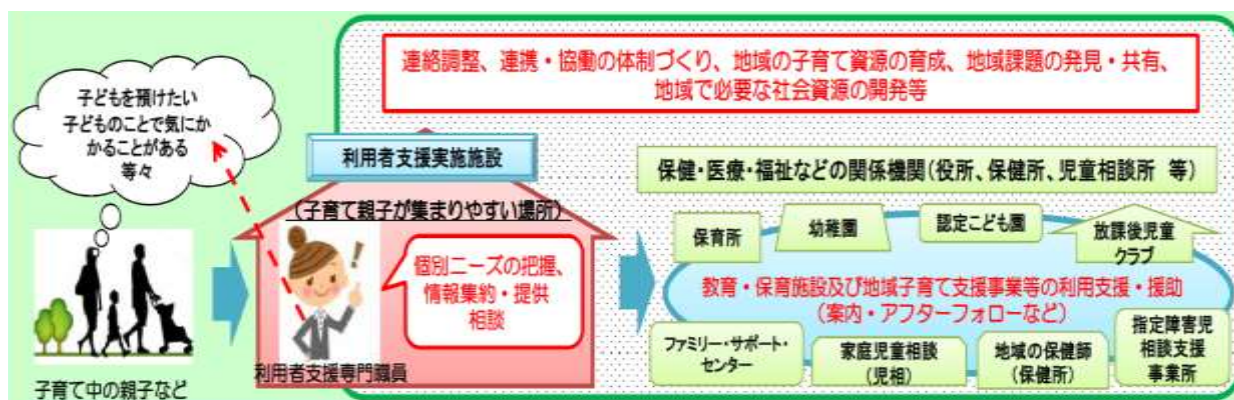
区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	延利用人数	8	14	14	14	14	14

(5) 利用者支援事業【新規】

平成27年度（2015年度）から、市役所子ども未来課窓口において、就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育など個別のニーズに合った保育サービスの情報を提供し、保育サービスを円滑に利用できるよう支援します。また、家庭のニーズに合った情報をタイムリーに提供できるよう、保育サービスに関する情報の収集を行います。

なお、事業の実施状況やニーズを踏まえ、必要に応じて実施場所を増設します。

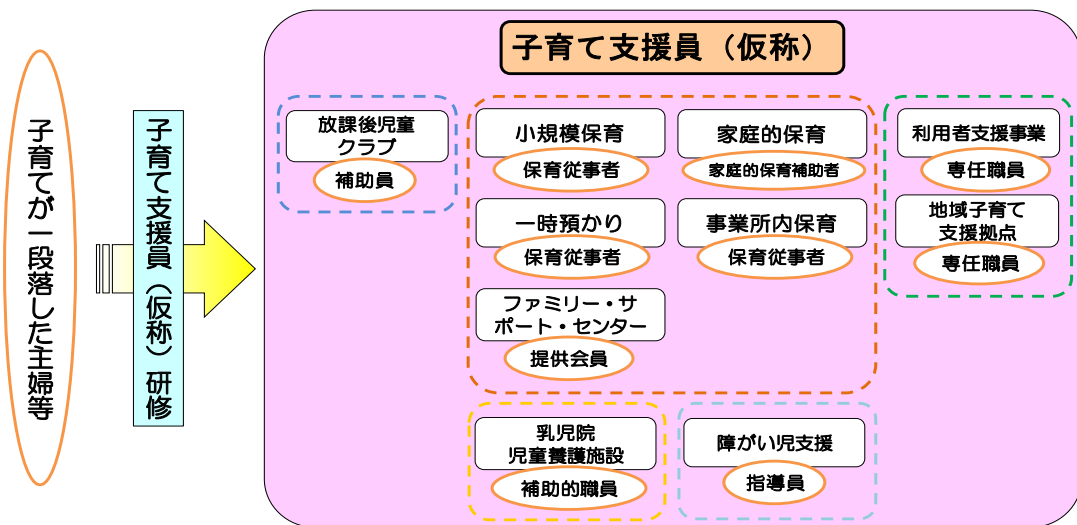
○利用者支援事業のイメージ



(6) 子育て支援員（仮称）研修事業【新規】

新制度においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となることから、これらの分野で活躍していただくことを目的として、育児経験豊かな主婦等を主な対象に子育て支援分野に従事するための必要な研修を提供し、さまざまな子育て支援分野に従事可能となる「子育て支援員（仮称）」を育成します。

○子育て支援員（仮称）のイメージ



(7) 子育て支援情報の周知率の向上

育児のポイント、子育て支援サービス事業、子育てに関する制度等の情報を集約した「子育て応援ガイドブック」を配布し、それらの情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を運営するほか、乳児家庭全戸訪問時に、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報を提供し、子育て支援情報の周知率の向上を図ります。

○盛岡市公式ホームページ内「もりおか子育てねっと」



実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実

[取組の方向性]

- 保育料の軽減や医療費の助成など子育てにかかる経済的負担を緩和することにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	17.0%	18.5%

[主な取組]

(1) 保育料の軽減【拡充】

幼稚園や保育所の保育料軽減など、市独自の認定こども園、幼稚園及び保育所の保育料を設定するほか、新制度に移行しない私立幼稚園へ子どもを通わせている保護者へ就園奨励補助を行い、経済的負担を緩和します。

また、多子世帯の保護者負担の軽減策について検討し、その結果を踏まえて対応します。

(2) 乳幼児医療費給付事業

医療費の一部を給付し、保護者の経済的負担を緩和するとともに、乳幼児の健康保持と福祉の増進を図ります。

また、窓口で一時的に全額を支払う「償還払い方式」から、窓口で軽減後の金額を支払う「現物給付方式」への変更を検討し、その結果を踏まえて対応します。

(3) 小学生医療費給付事業

平成26年度（2014年度）から開始した入院に係る医療費の一部給付を継続して実施し、保護者の経済的負担を緩和するとともに、小学生の健康保持と福祉の増進を図ります。

実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実

[取組の方向性]

- ひとり親家庭等に対する相談や情報提供の充実を図り、母子家庭等日常生活支援事業、保育所利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。
- ひとり親家庭等を対象にした支援事業の周知について充実を図り、利用を促進します。
- 生活困窮世帯に対し、就労支援を行うほか、生活困窮世帯の中高生やその保護者に対し、進学・就学支援を行うなど、支援体制の強化に努めます。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
就業支援事業により就業した母子家庭の割合	↑	79.5%	86.0%

[主な取組]

(1) 保育料等へのみなし寡婦（夫）控除制度の導入【新規】

未婚のひとり親などについて、寡婦（夫）控除を受けたとみなして、保育料、住宅使用料などの利用料を算出し、該当する家庭の経済的負担を緩和します。

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業【拡充】

生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図ります。

(3) 子どもの貧困の防止【拡充】

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、生活に困窮している子どもに対し就学支援相談員による進学・就学支援を行うほか、平成27年度（2015年度）から学習支援についても取り組みます。

(4) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等を対象に、就業相談・就業情報の提供などの就業支援サービスや、養育費の相談などの生活支援サービスを提供するほか、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催し、母子家庭等の生活の安定を図ります。また、母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給するなど、主体的な能力開発を取組みやすい環境を整備します。

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法で策定が定められている「自立促進計画」について、本項を「ひとり親家庭等自立促進計画」として定めます。なお、この計画において「ひとり親家庭等」とは、「母子及び父子並びに寡婦」をいいます。

基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

市民や地域，企業，行政などの多様な主体が，子ども・子育て支援について，関心と理解を深め，連携・協働して社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりを進めます。

子育てに対する不安や負担を和らげ，子育ての喜びを感じることができるよう環境づくりを進めます。

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

[取組の方向性]

- ▶ 地域の人に見守られながら子どもが健やかに成長できる社会が形成されるよう，社会全体で子ども・子育て家庭に寄り添い支える意識の醸成を図るとともに，市民，企業，関係団体等がそれぞれの立場と役割に応じて子育て支援の担い手となるよう，活動支援や意識啓発を行います。
- ▶ 地域の人材を活用して，妊娠期から子育て期における身近な相談相手や，継続的な支援へつなぐ体制をつくり，子育て世帯の孤立を防ぎ，安心と喜びを感じて子育てができる環境を整備します。
- ▶ 子どもの安全を確保し，子どもが事故や事件に巻き込まれないよう，見守り体制の整備や安全確保に取り組みます。子どもたちの遊び場や親子の憩いやふれあいの場として，より安全で魅力ある環境の整備に努めます。
- ▶ 子どもを事故や犯罪等から守るため，関係機関と連携した見守り体制等の整備を推進します。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「子育てをづらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	19.2%	16.5%

[主な取組]

(1) 地域子育てサロン支援事業

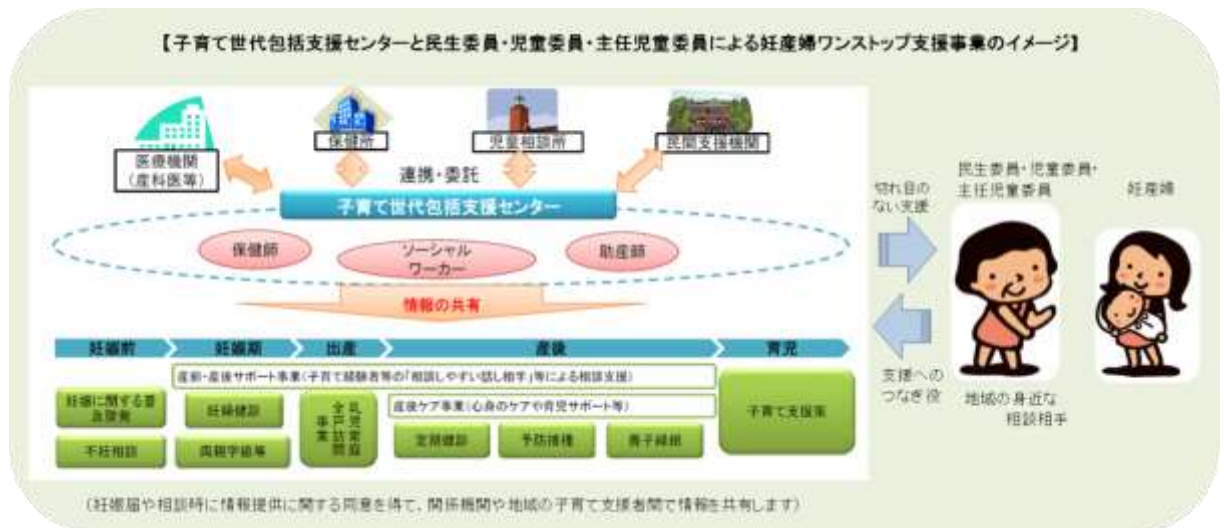
地域で住民の福祉に関する様々な相談・支援のボランティアとして活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を市内6地区で行っています。今後、より多くの地域で子育て家庭を支える取り組みが進むよう、先行事例の紹介などの情報提供や、サロンの展開が進むよう働きかけを行います。

(2) 民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業【新規】

住民の様々な福祉相談・支援のボランティアとして活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が、産前・産後や子育てについて、地域における気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減します。

なお、事業の実施にあたっては、「子育て世代包括支援センター整備事業」(P.68参照)と連携を図り、重層的な支援体制を構築します。

図● 子育て世代包括支援センターと民生委員・児童委員・主任児童委員による妊産婦ワンストップ支援事業のイメージ



(3) 地域ぐるみの学校安全対策事業・子どもの見守り体制整備事業【拡充・新規】

スクールガードなど地域のボランティアを活用し，地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し，安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

町内会・自治会等の地域団体やボランティア団体，民間事業者等の多様な主体の連携・協働による子どもの見守り体制の整備の必要性について関係機関と協議・検討を進め，その結果に基づき適切に対応し，地域で子どもの安全を守る環境をつくります。

図● 子どもの見守り体制イメージ



(4) 安全な環境整備の推進

公園の改築時期を迎えた遊具の更新や，小学校・幼稚園の遊具の点検を実施します。また，交通安全と事故防止のため，道路照明灯や防護柵等の施設整備を継続して行い，子どもの安全の確保に取り組みます。

(5) 交通安全教室開催事業

幼稚園，保育所，小中学校等を対象とした交通安全教室を継続して実施し，交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力の育成を図ります。

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援

[取組の方向性]

- 仕事と子育ての両立を図るため、企業、国、県、関係団体等と連携しながら、さまざまな主体が子育てを応援する意識を高め、男女がともに仕事と家庭の調和のとれた生活を送ることができるよう取り組みます。
- 仕事と生活の調和に取り組む企業が社会的に評価されるよう、認定マーク（くるみんマーク）制度の普及を図るとともに、先行的な取組の周知に努めます。
- 男性を含めた働き方の見直し等について、労働者、事業主、地域住民それぞれの理解や合意形成を促進するために、情報発信や意識啓発を行い、子育て世帯への支援について理解と協力を求めます。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
くるみんマーク認定企業* ³¹ 数	↑	10社	20社
待機児童数（1月1日現在）	↓	310人	0人

[主な取組]

(1) 仕事と家庭の調和の普及活動

岩手県子育てにやさしい企業等の認証・表彰制度の活用や先進事例の紹介、セミナー開催などを通じて、企業が子育て支援に取り組むうえで参考となる情報の提供や意識啓発を行います。盛岡商工会議所等の関係機関に対する働きかけを行い、ワーク・ライフ・バランスの考え方の更なる浸透を図り、企業における子育て支援の推進に取り組みます。

市においても、子育て支援に取り組む企業を顕彰し、他の企業の模範となる事例を広く周知するとともに、受賞企業への優遇制度も含めた表彰制度の導入を検討します。

妊娠・出産・育児に関する知識の周知を目的とした「もりママ・もりパパ1日コース」を夫婦で参加しやすいよう日曜日に開催し、出産前から男性の育児への理解と参加促進に継続して取り組みます。

* 31 くるみんマーク認定企業 … 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、認定基準を満たした「子育てサポート企業」として認定を受け、「くるみんマーク」を付与された企業

(2) 入札参加資格審査における子育て支援に取り組む企業の評価【新規】

平成27・28年度市営建設工事の入札参加資格審査における技術等評価項目における地域貢献活動等の状況の一つとして、一般事業主行動計画を策定している企業に対する加点項目を新たに設け、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めている企業に対して、市が発注する建設工事等への入札参加機会の拡大を図ります。

(3) 【再掲】待機児童の解消

仕事と家庭の両立を実現するためには、ニーズに対応した保育サービスの提供体制の整備が必要であり、保育所の新設や改修、認定こども園の普及、地域型保育事業の導入により、平成27年度（2015年度）には年度当初の待機児童解消、平成29年度（2017年度）末までには年間の待機児童解消を図ります。（⇒P.43参照）

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

[取組の方向性]

- 市民や地域、企業、行政など、多様な主体が社会全体で子どもを育てるという共通認識を持ち、すべての子どもと子育て家庭に寄り添い支える環境の整備に努めます。

[成果指標]

成果指標		平成26年度 現状値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	19.2%	16.5%
市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	17.0%	18.5%

[主な取組]

(1) 少子化対策推進事業【新規】

市の人口対策の一環として、少子化の要因分析や先進事例の調査研究、市民フォーラム等の開催による啓発活動の実施など、結婚、妊娠、出産、育児の各段階に対応した施策の方向性を検討のうえ、「まち・ひと・しごと」創生法（平成26年法律第136号）に基づき市が平成27年度（2015年度）中の策定を検討している「地方版総合戦略」に位置づけ、切れ目のない支援の実現に向けた総合的な少子化対策に取り組みます。

(2) 社会全体で子どもを育てる機運の醸成

地域における子ども・子育て支援の取組事例や企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進事例等の情報を提供するとともに関係団体等への働きかけを通じた意識啓発を行い、社会の多様な主体が、未来のまちづくりの担い手である子どもを社会全体で育てることの必要性和役割を認識するとともに、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ります。

子育てや教育など経済的負担の軽減の拡充など、社会全体で子ども・子育て家庭を支える仕組みの構築に取り組みます。

(3) もりおか子育て応援パスポート事業

盛岡商工会議所との協働で実施している、子育て世帯及び妊産婦が協賛店で特典が受けられる「もりおか子育て応援パスポート」について、関係機関への働きかけによる協賛店の拡充に努めるとともに、受けられる特典を周知し、パスポート発行件数の増加を図り、子育てにかかる負担の軽減や、子育て家庭を社会全体で応援する意識の向上に取り組みます。

(4) 【再掲】保育料の軽減【拡充】

(⇒P●)

各施策の関連事業一覧

調整中

第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

計画の実施状況は、毎年度、定期的に盛岡市子ども・子育て会議に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、本計画の内容や進捗状況、計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、わかりやすい情報提供に努めます。

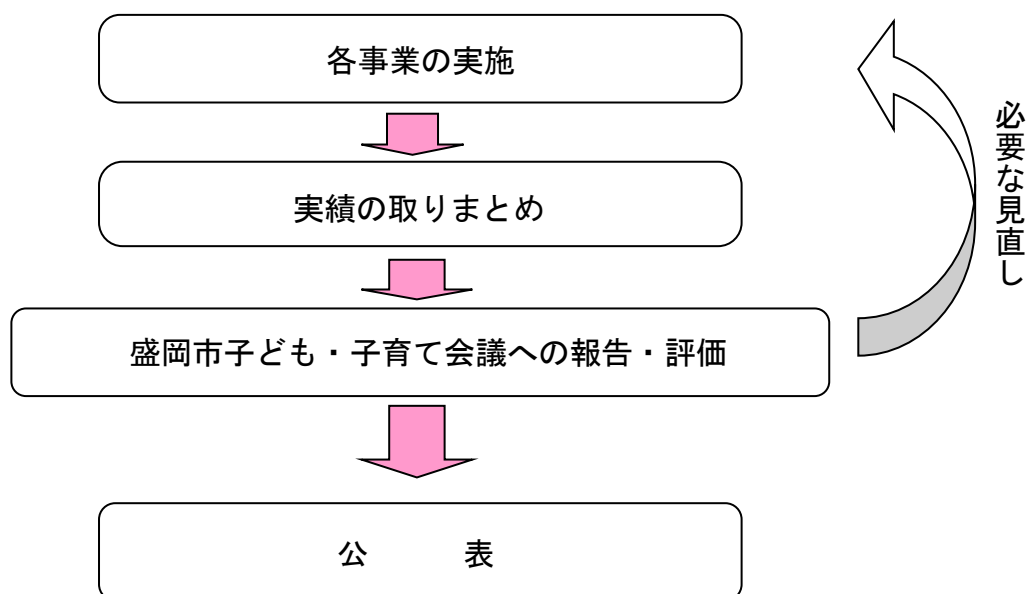
2 計画の推進

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。

また、市内の子ども・子育て支援に関わる事業者やボランティア、福祉推進会、民生委員、児童相談所、保健所、教育機関、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

〔 計画の評価と推進 〕



※ 計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

資 料 編

(省略)